

— 日本西洋史学会第46回大会 —

公 開 講 演 要 旨
部会別自由論題報告要旨

1996年5月18・19日
早稲田大学

中央大学教授 渡邊昌美

異端狩りから異端審問まで

京都大学教授 服部春彦

社会経済史からみたフランス革命

1996年5月18日(土)

日本西洋史学会第46回大会

歴史と歴史家たち

栄田卓弘 著 早稲田大学教授 定価二〇六〇円

歴史を学ぶさいに基本的と思われる諸問題、ヨーロッパ史に取りくむにあたってごく素朴に問われるべきポイントについて平易に説明
また19世紀以降の主としてイギリスの歴史家たちを紹介。
もくじII歴史と文学 再び「歴史と文学」について 現代史の時代区分
世界史の概念 歴史の効用について ケンブリッジ近代史欽定講座担当教
授たち 史家アクトン アクトンと新旧「ケンブリッジ近代史叢書」史家
ハーバート・バタフィールド ピーターハウスのバタフィールド 絶対的
探究者—史家ネイミア 世界史家煙山専太郎

歴史学序説

上原専祿 著 定価二四〇〇円

人類史の原風土

上野 登 著 定価上二六七八・下二八〇〇円

ジョーダン/山本・石井訳 定価五三〇〇円

ヨーロッパ文化

石戸谷重郎著 定価六六九五円

ロシアのホロープ

岩片磯雄著 定価五一五〇円

古代ギリシアの農業と経済

加藤・石川編 定価一五四五円

ポーランドの文化と社会

佐藤甚次郎著 定価二三六九円

生活文化と土地柄

藤岡・矢守・足利著 定価一六〇〇円

歴史の空間構造

今中次麿著 定価①二八八四・②三九一四円

西洋政治思想史 ① ②

大谷明夫著 定価一八五四円

グラムシ「新君主論ノート」の研究

鈴木秀夫著 定価一五四五円

風土の構造

ルイス/鈴木秀夫著 定価二〇六〇円

キリスト教の世界

大明堂

101 東京都千代田区神田小川町3-22/振替00100-2-15270

異端狩りから異端審問まで

渡 邊 昌 美

「司教レモン・ド・ミルモン猥下が聖なるミサを終えた後、食事のために手を洗っていると、町の男が駆けつけて報告した。ほど遠からぬオルヌ街で病気の老女が異端者から臨終の秘蹟を受けようとしてるといのであった。司教は食事を後まわしにして、ポワトヴァン・ブルシエなる者の住まいに急行した。この者は長くトゥールーズにおける異端の首魁だったのである。行ってみると、その義母にあたる老女が重病で、高熱に呻吟していた。誰かが病人に言った。ご覧、司教さまが見舞いに御出でだ」

異端の司教と勘違いした老女に、現世のことは取るに足りないと言いついて聞かせる。老女の奉じるもろもろの箇条、つまり異端の信仰を全部聞き出した上でこう言った。「この惨めな現世に心を煩わしてはならぬ。特に教えて置きたいのだが、堅く信仰を守らねばならぬ」。「申し上げた通りのことを信じております。このつたない、惨めな命のために信仰を棄てるようなことはござりませぬ」。司教は俄に声を荒げた。「さてこそ、お前は異端と決まった。お前の告白したのは全部異端の信仰だ。邪説は露見し、断罪されると知るがよい。私はトゥールーズの司教なのだ」。

「時を移さず、人々は寝台もろとも老女を担ぎ出し、牧場で焼き殺した。司教は食堂に帰り、食卓に供されたままになっているものを心楽しく食して、神と聖ドミニコに感謝を捧げた」(ギヨーム・ペリッソン年代記)。

聖ドミニコの列聖が公布された当日とあるから、これは一二三四年、アルビジョア十字軍の戦塵ようやく収まり、異端審問が発足した直後の逸話である。これなど、問題はむしろ異端審問が未だ制度的に整備されていなかった点にあったかも知れない。

異端審問は長く嫌悪と恐怖の的であった。しかし、制度的に確立した後には、これくらい厳格な手続きを固守し、文書と記録に拘泥した法廷は、少なくとも中世には他に見当たらない。むろん逸脱や嗜虐めいた現象がないわけではないが、狂熱と手続きが奇妙に共在している。

関心の発端は二つある。一つは、異端関係の史料を見ていて審問官の筆になるものには一つの特徴があるように思えたことだ。当時一般的だった異端に対する感情的な悪罵が少

社会経済史からみたフランス革命

服部 春彦

フランス革命の歴史的意義については、1960年代以来フランスの学界において、この革命をフランスにおける封建制から資本主義への移行過程の決定的画期＝ブルジョワ革命とみるマルクス主義的の革命史家と、フランス経済の立ち遅れを決定的にした「国民的カストロフ」とみる反マルクス主義的の経済史家及びフランス革命がブルジョワ革命であることを端的に否定する「修正論的の革命史家」との間で鋭い見解の対立が見られた。そして近年においては、Fr. フュレに代表されるブルジョワ革命否定論が優勢となり、フランス革命の革新的役割を主に政治や文化の側面に求めつつ社会経済については革命の前後におけるその連続性を強調する見解が有力になっている。

フランス革命の歴史的意義についてはフュレと見解を異にするM. ヴォヴェルも、1989年二百周年祭前後の革命史研究の特徴として、政治の復権の動きと文化的領域への関心の増大とともに社会経済史の後退をあげているが、しかし私見によれば、大革命の社会経済的側面に関する研究は近年、上述のブルジョワ革命否定論や「国民的カストロフ」論からも刺激を受けながら着実に前進をとげつつある。即ち、大革命の前夜からナポレオン期にかけての農業と土地制度、工業、貿易、金融、財政さらには企業家層などの変動を詳細に追跡、究明する作業が進められており、そうした分析を踏まえてフランス近代経済の形成、発展にとっての大革命の影響や意義を確定することが目指されているのである。

ところで、大革命がフランス経済に及ぼした影響のうち短期的なそれについては大方の見方はすでに一致を見ている。即ち、地域や部門によって程度の差はあるにせよ革命期に経済活動の著しい収縮と停滞が生じたこと、また大革命が生産様式の急激な変化や経済構造の近代化を直ちにもたらさなかったことは、誰しも認めるところである。それ故、問題は大革命がフランス経済の発展過程に及ぼした長期的な影響をどのように評価するかであるが、その一つの方法として考えられるのは、フランス経済の発展様式が大革命の前後でどのように変化したかを検討してみることである。フランス経済の成長モデルが大革命を境にイギリス経済の成長モデルとは明確に異なるものになったということは、すでに幾人かの研究者が指摘するところだが、ここでは大革命の独特な土地改革のあり方と、革命＝

ない。それにおそらく世上の噂を採録した、つまり一般的な異端観に依拠したと思われる年代記等の、異端を悪魔と関係づけたり、背徳乱倫を問題にする傾向は彼らに見られない。要するに極めて客観的な傾向があるように見える。異端対策の最先端にいなから、この冷静さはまことに奇妙である。だとすれば、審問官気質とでもいべき独特の人間類型がここで登場したのではなかったか。審問官にもさまざまな人間がいたので一つの型に押し込むのは無理なのだが、少なくともベルナール・ギイなどは新しい人間類型を代表していないであろうか。

今一つ、異端審問という憂鬱なテーマが提供する問題点は、これが正統信仰の最前線だったことに関係する。中世キリスト教は雑多な要素を内包する複雑な構造をもっていて、いうまでもないが、教会レベルと民衆レベルとでは信仰の理解にずれがあったはずである。全体として教会は土俗的な要素に対して柔軟で、そのために内容も豊かになったのだが、さりとして無原則に寛大だったわけではない。その譲らざる最も鋭い一線が異端審問に見られるのではないかという期待がある。

異端審問は世俗権力、いわゆる「世俗の腕」の支持がなければ存立し得ない。本来画一的な全西欧的制度でありながら、国と地方、それに時代によって異なる在り方を示したのは「世俗の腕」との関係に規定されたからであろう。ここでは南フランスの場合について、十四世紀初頭のベルナール・ギイの時代まで、その制度の確立過程を眺めて見たい。

ナポレオン期に生じた海外＝植民地貿易の衰退との二つの側面から考察を試みたい。

領主権の無償廃止と国有財産（教会・亡命者財産）の売却とを主要な内容とする大革命の土地改革は、農民的小土地所有を確立、増強し、17～18世紀を通じて進行した土地所有の集中化に終止符を打った。この土地改革はしばしば、多数の貧困な農民を土地に固定して農業及び工業の発展を停滞的にしたといわれるが、われわれが注目したいのは、それによってフランスの工業化の独特な型が生み出されたという事実である。即ち、歴大な数の零細土地所有農民の存在は、これをチープレイバーとして利用する農村家内工業を強固に存続させる一方、農村から都市への人口移動を抑制して、大工業の発展を労働力の供給と国内市場の拡大との両面において制約することになる。19世紀フランスの工業化は大工業と小工業の並行的発展によって特徴づけられるが、このような発展様式を規定した要因の一つは大革命の土地改革のうちに求められるのである。

次に、18世紀にめざましい成長をとげたフランスの海外＝植民地貿易は、革命＝ナポレオン戦争期に、圧倒的に重要な植民地サン＝ドマングの独立とスペイン領アメリカ市場及びレヴァント市場の喪失によって劇的な衰退を蒙った。フランスの貿易規模は植民地物産の輸入と再輸出の激減によって大幅に縮小し、フランス経済の貿易依存度は革命前に比べて明確に低下した。こうしてナポレオン戦争後にはフランスが輸出する工業製品の中で、革命前に海外市場へ大量に輸出されていたリンネルや毛織物など日用品の比重が著しく低下し、絹織物、高級捺染綿布、パリモードの小間物・装飾品など欧米先進国向けの奢侈品的商品が主力を形づくるようになる。この点は、同じ時期のイギリスの工業製品輸出において綿糸と綿織物、毛織物、金属製品など基軸工業の生産物が支配的比重を占めているのと際立った対照をなしている。大革命後のフランスが国内外の新たな条件の下で、イギリスとは異なる独自の工業化の道を歩み始めたことが見て取れるのではなかろうか。

部会別自由論題発表

1996年5月19日（日）

A. 古代史部会（10:00～16:30）

文学部32号館1階128教室

- 午前の部（10:00～12:15）
- 1 秋山 慎一（早稲田大学）
10:00～10:45
古代エジプト新王国時代における労働者の「出勤簿」
司会 屋形 禎亮（信州大学）
 - 2 齊藤 貴弘（東京都立大学）
10:45～11:30
前5世紀後半アテナイにおける宗教とアスクレピオス祭儀の導入
司会 前沢 伸行（東京都立大学）
 - 3 豊田 和二（早稲田大学）
11:30～12:15
アテナイの建築と森林資源の利用 —前6～4世紀の場合—
司会 藤縄 謙三（京都女子大学）
- 午後の部（13:30～16:30）
- 4 周藤 芳幸（名古屋大学）
13:30～14:15
前二世紀アルゴリスの国境紛争
司会 仲手川良雄（早稲田大学）
 - 5 桜井 悠美（新潟大学）
14:15～15:00
ヘロドトス『歴史』の中の女たち
司会 桜井万里子（東京学芸大学）
 - 6 佐藤 育子（日本女子大学）
15:00～15:45
カルタゴの幼児犠牲について
司会 長谷川博隆（中部大学）
 - 7 樋脇 博敏（東京大学）
15:45～16:30
Origo castrisについて
—ローマ帝政前半期における兵士とその子供たち—
司会 市川 雅俊（防衛大学校）

B. 中世史部会（10:00～16:30）

文学部34号館3階355教室

- 午前の部（10:00～12:15）
- 1 小林 功（京都大学）
10:00～10:45
ロマノス1世レカペノス政権の成立と展開
司会 井上 浩一（大阪市立大学）
 - 2 都甲 裕文（東洋大学）
10:45～11:30
アレクシオス1世コムネノスと聖職者
—エンデムサ・シュノドスの変質を中心に—
司会 井上 浩一（大阪市立大学）
 - 3 杉崎泰一郎（藤女子短期大学）
11:30～12:15
12世紀のクリュニー修道院における救済観
—ペトルス・ウェネラビリスの『奇跡について』を中心に—
司会 朝倉 文市（ノートルダム清心女子大学）
- 午後の部（13:30～16:30）
- 4 轟木広太郎（京都大学）
13:30～14:15
カロリング期以降の贖罪における〈公と私〉
司会 江川 温（大阪大学）
 - 5 鈴木 道也（東北大学）
14:15～15:00
中世後期アルザス・ロレーヌ地方の「慣習法文書」と「判告集」
司会 斎藤 綱子（明治大学）
 - 6 桐谷 佳裕（青山学院大学）
15:00～15:45
1449年トレドの暴動における反コンベルソ問題
—Sentencia-Estatuto de Pero Sarmientoを通して—
司会 関 哲行（流通経済大学）
 - 7 金尾 健美（東洋女子短期大学）
15:45～16:30
ヴァロワ・ブルゴーニュ公の組織運営（通信連絡業務の実態に則して）
司会 城戸 毅（名古屋市立大学）

C. 中近世史部会1（10:00～16:30）

文学部32号館3階321教室

- 午前の部（10:00～12:15）
- 1 前山総一郎（八戸大学）
10:00～10:45
叙任権闘争におけるregalia、investitura、servitium、hominiumの観念複合体
—グァスタラ交渉（1106年）からヴォルムス協約（1122年）まで—
司会 野口 洋二（早稲田大学）

- 2 田中 史高 (早稲田大学) 10:45~11:30 西欧中世中期の都市記述 —laudatioを素材として—
司会 守山 記生 (奈良大学)
- 3 ハラルド・クラインシュミット (筑波大学) 11:30~12:15 皇帝マクシミリアン一世と1500の島
司会 小倉 欣一 (早稲田大学)
- 午後の部 (13:30~16:30)
- 4 木塚 隆志 (学術振興会特別研究員) 13:30~14:15 宗教改革期ドイツにおける黙示録的終末観の展開
司会 森田 安一 (日本女子大学)
- 5 勝部 裕 (宮城教育大学) 14:15~15:00 宗教分裂期 中央地域における貴族と都市の政治・社会史分析
—上オーストリアとボヘミアとの比較の視点—
司会 神寶 秀夫 (九州大学)
- 6 蝶野 立彦 (早稲田大学) 15:00~15:45 ドイツ初期敬虔主義における教会改革理念の特質
—規律・規範と内面性との関係を中心に—
司会 成瀬 治 (成城大学)
- 7 弓削 尚子 (お茶の水女子大学) 15:45~16:30 近代の性秩序 (Geschlechterordnung) をめぐる議論
—1800年前後におけるドイツ—
司会 姫岡とし子 (立命館大学)

D. 中近世史部会 2 (10:00~15:45) 文学部32号館 3階322教室

- 午前の部 (10:00~12:15)
- 1 梁川 洋子 (関西大学) 10:00~10:45 ヘンリ 6 世妃マーガレット・オブ・アンジューのハウスホールド
司会 新井由紀夫 (お茶の水女子大学)
- 2 竹尾 竜一 (青山学院大学) 10:45~11:30 ビューリタン革命における修正主教制について
司会 浜林 正夫 (八千代国際大学)
- 3 山崎かおる (日本大学) 11:30~12:15 ティンデルとモアの論争 ~その「教会論」をめぐる~
司会 澤田 昭夫 (日本大学)
- 午後の部 (13:30~15:45)
- 4 山本 範子 (同志社大学) 13:30~14:15 18世紀初頭のイギリスにおける道徳改革運動と「キリスト教知識普及協会」
司会 川島 昭夫 (京都大学)
- 5 大野 誠 (愛知県立大学) 14:15~15:00 オランダの独占に挑む
—Society of Artsによるアカネ栽培の奨励、1754-75年—
司会 近藤 和彦 (東京大学)
- 6 本間 裕章 (青山学院大学) 15:00~15:45 18世紀末イングランド民衆の食と生活・社会の変化
—なぜ白パンなのか— 司会 川北 稔 (大阪大学)

E. 近世史部会 (10:00~15:45) 文学部34号館 4階452教室

- 午前の部 (10:00~12:15)
- 1 和田 光司 (帝京大学) 10:00~10:45 ナント勅令の成立過程
司会 二宮 宏之 (電気通信大学)
- 2 工藤 則光 (九州帝京短期大学) 10:45~11:30 17世紀フランスにおける「反乱」の地方的基盤
—ルアンの地方フロンダー—
司会 千葉 治男 (成城大学)
- 3 本間 晴樹 (東京音楽大学) 11:30~12:15 スウェーデン国王カール12世の死
~暗殺か戦死かを巡る疑惑の発生とその影響~
司会 村井 誠人 (早稲田大学)
- 午後の部 (13:30~15:45)
- 4 井上 光子 (関西学院大学) 13:30~14:15 18世紀デンマークの貿易 —植民地物産を中心に—
司会 村井 誠人 (早稲田大学)

- 5 藤井 真理 (学術振興会特別研究員) 14:15~15:00 18世紀のナント奴隷貿易商人とフランス・インド会社
司会 深沢 克己 (東京大学)
- 6 長嶋 伸一 (東京大学) 15:00~15:45 18世紀後半のプロイセンにおける農民経済
—ブランデンブルク州を中心に—
司会 阪口 修平 (中央大学)

F. 19世紀史部会 (10:00~15:45) 文学部34号館 4階453教室

- 午前の部 (10:00~12:15)
- 1 佐藤 円 (立教大学) 10:00~10:45 19世紀初期チェロキー族における政治システムの再編
司会 富田 虎男 (桐蔭学園横浜大学)
- 2 池本今日子 (早稲田大学) 10:45~11:30 神聖同盟条約とロシア皇帝アレクサンドル一世の外交路線
司会 稲野 強 (群馬県立女子大学)
- 3 原 千砂子 (桐蔭学園横浜大学) 11:30~12:15 トクヴィルの行刑論
—1843-44年フランス下院における行刑制度改革論議を中心に—
司会 松本 礼二 (早稲田大学)

午後の部 (13:30~15:45)

- 4 大村かおる (東京外国語大学) 13:30~14:15 19世紀のユダヤカリカチュア
—ミュンヘンの絵入り諷刺雑誌『Fliegende Blaetter』を中心に—
司会 下村 由一
- 5 渡邊 昭子 (一橋大学) 14:15~15:00 近代ハンガリーにおける宗教帰属性
—バラッシャジャルマトの小学校の比較検討より (1870-80年代) —
司会 南塚 信吾 (千葉大学)
- 6 岩本 裕子 (浦和短期大学) 15:00~15:45 アメリカ黒人女性活動家たちと女性参政権運動
司会 上杉 忍 (横浜市立大学)

G. 20世紀史部会 1 (10:00~16:30) 文学部34号館 1階151教室

- 午前の部 (10:00~12:15)
- 1 毒島 雄二 (日本大学) 10:00~10:45 トンキン湾事件の疑惑と真実
司会 寺地 功次 (共立女子大学)
- 2 加藤 公一 (一橋大学) 10:45~11:30 アジア太平洋戦争末期の米国の中国援助
司会 新川健三郎 (東京大学)
- 3 半澤 朝彦 (東京大学) 11:30~12:15 NATO成立と英仏蘭の海外植民地: 1947-1949
司会 新川健三郎 (東京大学)
- 午後の部 (13:30~16:30)
- 4 渡辺 知 (埼玉大学) 13:30~14:15 第二次世界大戦期のイギリスにおける良心的兵役拒否をめぐる一考察
司会 木畑 洋一 (東京大学)
- 5 深川 美奈 (東京大学) 14:15~15:00 非ナチ化政策の転換 —アメリカ占領地区を中心に—
司会 石田 勇治 (東京大学)
- 6 寺山 恭輔 (九州大学) 15:00~15:45 満州事変とソ連
司会 横手 慎二 (慶応大学)
- 7 石塚 省二 (富山国際大学) 15:45~16:30 現存社会主義の崩壊と歴史哲学の諸問題
司会 岩田 昌征 (千葉大学)

H. 20世紀史部会 2 (10:00~16:30)

文学部38号館 2階AV教室

午前の部 (10:00~12:15)

1 武田 元有 (東北大学)
10:00~10:45

1903年トルコ公債統合計画とバグダード鉄道融資問題
—フランス帝国主義のトルコ支配を中心に—
司会 杉原 達 (大阪大学)

2 大森 北文 (早稲田大学)
10:45~11:30

帝国結社法下のドイツ社会主義青年運動1908~1914年
司会 西川 正雄 (専修大学)

3 林 光一 (城西国際大学)
11:30~12:15

南アフリカにおけるオランダ改革派教会のアパルトヘイト神学
司会 岡倉 登志 (大東文化大学)

午後の部 (13:30~16:30)

4 阿部 小涼 (一橋大学)
13:30~14:15

1930年代米国の砂糖割当政策と「島嶼地域 (Insular Area)」
:プエルトリコの事例を中心として
司会 長沼 秀世 (津田塾大学)

5 小森 宏美 (早稲田大学)
14:15~15:00

権威主義体制下の国民統合 —両大戦間期のエストニア—
司会 柴 宜弘 (東京大学)

6 末永 信義 (立教大学)
15:00~15:45

オストマルクの使命 —合邦 (Anschluß)思想と第三帝国—
司会 芝 健介 (東京女子大学)

7 村上信一郎 (中部大学)
15:45~16:30

イタリア・ファシズム論再考
司会 柴野 均 (信州大学)

A. 古代史部会

報告者

1. 秋山 慎一 (早稲田大学)
2. 齊藤 貴弘 (東京都立大学)
3. 豊田 和二 (早稲田大学)
4. 周藤 芳幸 (名古屋大学)
5. 桜井 悠美 (新潟大学)
6. 佐藤 育子 (日本女子大学)

1. 古代エジプト新王国時代における労働者の「出勤簿」

秋 山 慎 一

ディール・アル・マディーナと呼ばれる遺構が、現在の「王家の谷」などで知られるルクソール西岸にある。この遺跡こそが古代エジプト、特に新王国時代に王墓をつくった墓掘り労働者の集合住宅址として知られている。今世紀初頭以来フランス考古学研究所の発掘により、この地より数千点にのぼるオストラコンやパピルスが発見された。またその後の考察で、現在欧米各地の博物館などに保管されている文献的史料の多くのものは、この遺跡に由来すると考えられている。これらの文書のなかには、文学テキストを別にして、裁判文書、行政文書、墓掘りの作業に関する記録などが知られ、とりわけ民衆の日常生活に関連する記録は、他に史料がないため、古代エジプトの日常生活の記述をする際には、当地出土の史料に依拠しているのが現状である。このように法制史、社会経済史、労働者組織をみていく上で、この遺跡はまたとない重要な資料を提供してくれる。

正式な発掘報告書は未刊行であり、出土したオストラコンやパピルスも全てが刊行されているわけではない。しかし文字史料という点からは、発掘調査に参加したJ. Cemyによって、基礎的な研究が明らかにされているものの、系統だった研究はまだ緒についたばかりというのが現状である。

今回取り挙げる「出勤簿」も、もっともよく知られている史料はOstrakon BM 5634であり、この史料は、エジプト学の濫觴期よりしばしば言及されてきたのも事実である。しかし、この文書に記された人名がどこのどのような人物のリストであるのかといった、この史料の性格が判明したのは戦後になってからのことであり、組織的な研究はまだ行われていない。そこで今回の報告では、現在刊行されている史料をすべて集めた上で、「出勤簿」の実態とその意義についてアプローチを試みたい。

2. 前5世紀後半アテナイにおける宗教と アスクレピオス祭儀の導入

齊藤 貴弘

治癒神アスクレピオスの信仰は、ギリシア・ローマ期を通して栄えたギリシアの代表的な宗教の一つであるが、アテナイへは、その発展の黎明期にあたる紀元前420年に祭儀が導入された。通称テレマコス記念碑といわれる史料（SEG. XXV. 226）が、当時の様子を伝える唯一のものといえる。この史料は、テレマコスなる人物が前420年エレウシスの大秘儀期間中にアスクレピオスを中心市に連れてきて、この神がエレウシニオンに受け入れられたという旨を伝えている。

この祭儀導入に関し、既に多数の研究が存在するが、未だ十分な検討が為されてきたとは言いがたい。その理由の一つとしては、史料不足と言うことでもあるが、加えて、史料に対する視野が閉鎖的であったということも指摘できよう。これまでの研究史は、この史料が伝える内容を基に、この時導入されたアスクレピオス祭儀の性格—公的創設か私的創設か—をめぐって専ら論を展開するのみで、曖昧な推測の域を出るものではなかった。その一方で、この事件が前5世紀後半のアテナイの政治・宗教的活動の中で如何なる意義を持ち、位置づけられるものなのかといった問題については、アスクレピオス研究においても、アテナイ宗教政策の研究においても、ほとんど考察されてきていない。

前430年以降アテナイで猛威を振るった疫病の影響、エレウシス信仰を主軸とした対デロス同盟宗教政策の推進といった状況下、テレマコスなる私人とエレウシスの神官団との関わりの中で為されたアスクレピオス祭儀導入は、宗教が国家の下に取り込まれ政策的に権威化されていく中、市民一人一人は宗教に関してより個人的な思惑で行動するようになる当時のアテナイの状況を映し出す一現象として現れたといえるだろう。

3. アテナイの建築と森林資源の利用 ——前6～4世紀の場合——

豊田 和 二

I 地中海式気候のギリシアの中でも、特にアッティカは雨量の少ない地域で、本来的に森林資源が乏しかった。中心市に最も近いアイガレオスとヒュメットス山地、次にそれより遠いパルネス山とベンテリコス山、ボイオティアとの国境をなすキタイロン山の森林が利用できた。このうち、パルネスとキタイロンの森林がかなりの木材を供給できた。

II 前6世紀 アッティカの平地や低地の森林地は農業の拡大によって伐採が進み、農民は代わりにオリーブやブドウ樹を植えた。だが住宅や道具製造のためのそして何よりも煮炊きのための樹木、ナラ・マツ・ニレが農園の隣に残されていた。山林ではアイガレオスとヒュメットス山が利用された。アーケイク期初期に北方から切妻屋根が導入され、大棟・垂木・大梁の構造をもつ木造の屋根構造建築が発達した。神殿は円柱・エンタンプラテュアが木製であり、壁は木組みの入った泥煉瓦だったが、規模が一般的に大変小規模だった。例外はオリュンピア・ゼウス神殿の建築で、マケドニアの木材が利用されたい。

III 前5世紀 建艦は別にして、ペルシア戦争後の約10年間は質よりも量の木材が必要で、国内とエウボイアで調達した。キモンの時代にはストア・ポイキレとトロス、それにヘパリストス神殿の建設があった。ペリクレス時代に入ると、パルテノン神殿・プロピュライアの建設が始まった。そしてペロポネソス戦争と重なる状況の中で、ニキアスの和約後にエレクテイオンの建築が始まった。第一級の木材は海外から輸入されたが、人口の増加や銀山の開発と製錬のための木炭と薪をエウボイアからの薪木輸送に依存した。

IV 前4世紀 後半になると財政が再建され、大競技場・ディオニュソス劇場再建・海軍の備品貯蔵庫建設が実施された。

V 少ない森林資源の活用と激動する歴史との係わりを、建築を中心に考察してみたい。

4. 前二世紀アルゴリスの国境紛争

周 藤 芳 幸

古代ギリシアの都市国家の特徴のひとつは、すべての複雑化した社会と同様に、それらが単独では存在せず複数のユニット（ポリス）が境界を介して並存していたことにあり、この特徴は個々のユニットの構造そのものにも大きな影響を与えていたことが予想される。Polignacによる研究を契機として注目されるようになった都市国家の空間構造（とりわけその辺境の意義）に関して、これまで報告者は辺境に特徴的に分布する孤立農場の成立と展開という視点から、あるいはエスノグラフィに基づく辺境の生態学という視点から間接的に論じてきたが、都市国家における辺境の意義をより直接的に明らかにしていくためには、それをめぐって実際に複数のポリスが争った国境紛争の事例を分析する作業が不可欠となる。なぜならば、国境紛争の対象となった地域が同定できるケースにおいては、その地理学的・生態学的な条件とそこで見出される考古学的証拠とを突き合わせて検討することによって、当該地域に固有の価値を究明するための手掛かりを得ることができ、その作業はまた、国境紛争と境界画定に関する碑文史料などの解釈そのものにも新たな洞察を与えると考えられるからである。そこで、ここではアルゴリス半島部の有力ポリスであったエピダウロスとヘルミオネとの国境紛争をケースとしてとりあげ、前二世紀に行われた境界画定に関する碑文史料や当該地域に関するパウサニアスの言及に対し、Jamesonらによる先行研究や報告者自身が1993年から95年にかけて現地で行った踏査からの知見を用いて新たな解釈を提示する。その成果からは、線による国境画定がポリス間で頻繁に行われたヘレニズム時代に至ってもなお、自律的なユニットとしての都市国家が並存していく上で、その辺境地域が固有の価値と機能を根強く保持していたことが示されるであろう。

5. ヘロドトス『歴史』の中の女たち

桜井 悠美

ヘロドトス『歴史』には、女たちが375回登場する。その内容、国籍も多岐にわたるこの女たちをどのように理解したら良いであろうか。従来の研究では、Carolyn Dewaldに代表されるように、行動する女、行動しない女、抽象としての女といった分類がなされているが、ヘロドトスの記述からは、同一人物や同一集団の中においてすら相反する側面が見られ、けっして単一の見方ではその理解は困難に思われる。

例えば、Ⅷ, 41にあるように、アテナイ市民は各自可能な範囲で子供や家族を避難させたが、ここでは女たちは市民である夫の決定に従っている。しかし、Ⅸ, 3-5では避難先のサラミスにおいて、アテナイ人の妻たちが命じられもしないのに集団で一人の市民を殺害し、Ⅴ, 87でもアイギナに出征した夫の帰還を待つ市民の妻たちが、一人の帰還兵を刺殺している。またⅥ, 138では、ブラウロンから連れ去られたアテナイの乙女たちが、掠奪された地において自分たちの言語、風習を子どもたちに伝えたと記されている。このようにヘロドトス『歴史』の中の女たちの行動の記述には、受動的な側面と能動的な側面の両面が窺える。この両面はアテナイの女に限らず、Ⅰ, 10-12に登場するカンダウレスの妻や、Ⅸ, 110のクセルクセスの妻アメストリスの場合も同様に見られるものである。

一方、集団と個の観点からみると、『歴史』で見るとかぎりアテナイの女は常に集団で描かれ、他の国の王妃のような個人的な描写はない。常に個人でなく集団で行動する様子が描かれているが、この集団性こそがアテナイの女たちの行動の特色をなし、他の国の女との際立った対比をなしているのである。

6. カルタゴの幼児犠牲について

佐藤育子

カルタゴには、幼児を神への犠牲に捧げる行為、幼児犠牲の慣習があったと伝えられる。これについては、ディオドロス・シクロス、プルタルコス等のギリシア・ローマ古典作家達が書き記しているが、カルタゴの野蛮な風習としてギリシア・ローマ世界の人々に見做され、のちに19世紀の小説家、フローベールの小説『サランボー』の題材にも取り上げられた程である。

1970年代に入り、ユネスコが提唱した「カルタゴ保護運動」の一環として、世界規模での発掘調査がチュニジア共和国で行われたが、L. E. Stagerを隊長とするアメリカ隊の発掘に基づいた研究成果 (L. E. Stager, "Carthage: A View from the Tophet", H. G. Niemeyer (ed.), *Phönizier im Westen*, Mainz am Rhein, 1982. 等) は、新たな問題を我々に提起するものであった。すなわち幼児犠牲を、一種の人口抑制策として捉える見解であるが、他方、幼児犠牲については多くの異論があることも事実である。

本報告では、このような現状を踏まえつつ、幼児犠牲の社会的・宗教的側面について考察するとともに、カルタゴ人の持っていた死生観、宗教についても検証を加えることとする。特に、幼児犠牲が行われた場所と考えられる「トフェト」は、カルタゴのみならずシチリア、サルディニア等の西方フェニキア系植民地に共通して存在する聖域であった。これらを比較対照することにより、フェニキア・ポエニ系社会での「トフェト」の機能についても明らかにしたい。研究方法として、奉納の石碑に刻まれた碑文、およびそこに描かれた図像の分析も盛り込みたいと思う。

7. Origo castrisについて

—ローマ帝政前半期における兵士とその子供たち—

樋 脇 博 敏

帝政前半期に年代付けられる名誉除隊碑文などで退役兵たちの本籍地 (origo) を調べてみると、氏名の後ろに本籍地である都市名が刻文されているのが通常であるが、こうした事例の他に、都市名が刻文されておらず、代わりにcastrisとのみ付記されている事例の存することに気付く。

出身都市ではなくして、「軍営」を本籍地として表記している者たち (origo castris) が、いかなる出自の者であったかという問題については、すでに前世紀末にG. WilmannsやMommsenらによって論じられており、以来、origo castrisとは、軍団兵士である父親と、軍営近隣の村落 (canabae) に暮らす女性から生まれた非嫡出子たちが、成長して自らも父親のあとを襲って軍団勤務を志願し、入隊の際にその資格を満たすためのローマ市民権とcastraという仮の本籍地を皇帝から与えられたのである、と説明されてきた。

しかしながら、アウグストゥス帝の時代からセプティミウス・セウェルス帝の時代にかけて存在する関連史料を精査すると、この通説なるものでは説明のつけられない事例も散見でき、したがって、当然のことながら、この従来の説は首肯し難いものであると評さねばならない。そこで、本報告は、これまでの学説を批判し、castrisという本籍表記を持つ者たちの素性をあらためて検討しなおすことを第一の課題として設定する。

続いて本報告は、新兵供給源の辺境化の問題とのみ関連づけて言及されがちであったorigo castrisの問題をより広い観点から考察し、社会的文脈の中に位置付けて、その意義を問うことを第二の課題とする。具体的には、帝政前半期に生じたものと思われる兵士とその家族をめぐる環境の変化について家族史の観点から論じ、加えて、帝政後期へと移行する時期に顕著となってゆく兵役の世襲化という問題を軍制史の観点から論ずる。

B. 中世史部会

報告者

1. 小林 功 (京都大学)
2. 都甲 裕文 (東洋大学)
3. 杉崎泰一郎 (藤女子短期大学)
4. 轟木広太郎 (京都大学)
5. 鈴木 道也 (東北大学)
6. 桐谷 佳裕 (青山学院大学)
7. 金尾 健美 (東洋女子短期大学)

1. ロマノス1世レカペノス政権の成立と展開

小林 功

10世紀前半のビザンツ帝国のロマノス1世レカペノス（在位920-944年）は9世紀後半から続くいわゆるマケドニア朝の正嫡皇帝、コンスタンティノス7世ポルフェロゲネトス（在位913-959年）の幼少時に政治の実権を握り、その後見人として皇帝に即位、政治を行った皇帝である。正嫡皇帝の後見人として帝位に就くという形態は一般的にはかなり特異なものであるが、10世紀のビザンツ帝国では相次いで同様の事例が出現した。すなわちいわゆる小アジア軍事貴族を代表する人物であったニケフォロス2世フォーカス（在位963-969年）とヨハネス1世ツィミスケス（在位969-976年）である。

しかしながら、ロマノス1世の政権とニケフォロス2世・ヨハネス1世の政権との間には、その成立事情にかなり大きな差異が看取できる。すなわち先述したようにニケフォロス2世やヨハネス1世が小アジアでかなり自律的な勢力を有していた軍事家門の出身者であったのに対して、ロマノス1世は海軍に勤務して頭角を現した人物である。そしてフォーカス家などの小アジア軍事家門に対しては一貫して対抗する姿勢を取り続け、即位にあたってフォーカス家らの抵抗を打ち破って勢力を後退させている。

それゆえ本発表では、ロマノス1世が政権を獲得するにあたってどのような支持勢力を背景にしていたか、また即位後小アジア軍事家門などに対抗しつつも長期にわたる輝かしい統治を維持しえたのかについて、考察を行っていきたい。

また先に述べたようにロマノス1世は海軍出身の人物である。従来10世紀のビザンツ帝国の政治史においては陸軍の持つ重要性ばかりが強調されていた嫌いがあった。しかし本発表ではロマノス1世政権の成立・展開において海軍の持っていた政治的影響力に対しても注意を向けていく。

2. アレクシオス1世コムネノスと聖職者 —エンデムサ・シュノドスの変質を中心に—

都 甲 裕 文

バシレイオス2世が君臨した半世紀に及ぶ黄金時代とは対照的に、彼が死去した1025年から11世紀の末まで、ビザンツ帝国は、政治的な混乱期を迎えた。とりわけ、この世紀の半ば以降活発化する異民族の侵入は、帝国の東西両地域で領土の後退を余儀なくさせただけでなく、ビザンツ社会の内部に大きな変化を引き起こしたと考えられる。相当数の府主教たちが、任地を異民族に、主に小アジアでトルコ人に占領され、赴任できずに首都コンスタンティノーブルにとどまったのは、その典型的な事例であった。

元来、ビザンツの聖職者層は、西欧のそれとは異なり、団体意識に欠け、政治に関与することが少なかった。しかし11世紀後半には、帝国行政に携わる聖職者が登場するようになる。このような変化が生じた背景には、任地から首都に亡命してきた府主教たちが、自己の利益のために、コンスタンティノーブル総主教座で開かれるエンデムサ・シュノドス〔常設委員会〕を舞台にして、政治への発言権を増大させる傾向が存在していたのであった。しかし、首都での彼らの行動が他の聖職者たち、とりわけにコンスタンティノーブル総主教座の聖職者たちにとって、必ずしも利益になるとは限らず、聖座昇格問題などでは、むしろ利害の相反する面も多かった。

こうして府主教集団と総主教座の聖職者集団が首都に形成された。それは、時あたかもアレクシオス1世コムネノスの帝国再建への努力が始まる時期にあたっていた。本報告では、エンデムサ・シュノドスにおける総主教座の聖職者カルトフェラクスの役割を分析することによって、この二つの聖職者集団の形成が皇帝の教会政策や帝国行政機能の回復などの問題とどのような関係を有していたのかを検討してみることにする。

3. 12世紀のクリュニー修道院における救済観 —ペトルス・ウェネラビリスの『奇跡について』を中心に—

杉崎 泰一郎

ペトルス・ウェネラビリス (Petrus Venerabilis[尊者ピエール], 1092/4-1156) は、クリュニーの修道院長に就任 (1122年) してから没するまで、クリュニー内外で見聞した奇跡譚を収集、編集し続けた。これが全2巻、61話からなる『奇跡について』De Miraculis (CChCM LXXXIII, Turnholti 1988) である。その中で亡霊の出現 (11話)、臨終 (12話) など、死後の救済に関わる奇跡譚が約3分の1を占めており、ペトルスはこれらの話しを通じて、いかに死後の魂がクリュニー修道院によって救済されるかを教示している。

亡霊話の多くは、クリュニー近郊の实在の領主が実名で亡霊となって登場するもので、彼らは教会財産の横領・弱者からの略奪・不当な課税など現世で犯した罪のために来世 (煉獄) で苦しむさまを語り、援助 (死者祈禱・死者ミサ・寄進など) をクリュニー修道士に依頼している。また生前に改心して善行 (クリュニーへの寄進・貧者への施し・巡礼・修道院入会) を行ったために、罰が軽減されたことを語る亡霊もある。一方ペトルスは臨終の告解による救済の話を受録し、重罪人の突然死 (告解せずに死ぬ) を3話掲載した。彼は告白に先立つ痛悔を重視しながらも、告白しなければ救済されないと解釈し (悪魔が告白を邪魔した話、告白しなかった罪で苦しむ亡霊の話など)、13世紀の告解解釈を先取りしたかの観がある。ただし臨終以外の日常の告解を語った話はない。

ペトルスの救済観には、死者祈禱という集团的・貴族的・ベネディクト的な要素と、告解という個人的・大衆的・托鉢修道会的な要素が併存している。それは13世紀に告解が秘蹟化され、托鉢修道会が説教とエクセンプラで大衆に改心を促す以前の、いわば過渡的な救済観と言える。また魔術的な死者の蘇生や病者の治癒、民話的な亡霊や悪魔の話はほとんど収録されておらず、土着的・大衆的な救済観を排除した奇跡集となっている。

4. カロリング期以降の贖罪における〈公と私〉

轟 木 広太郎

12、13世紀の秘蹟化にともない、贖罪は、方式上は現行のものへと移行した。すなわち、償いの行に先立って告白の直後に罪の許しが与えられるのである。その背後には、所業に含まれた意図に罪の本質を求める12世紀神学の動向があり、中世史家たちはそこに個人主義的趨勢の一端を読みとったのだった。

しかしながら、こうした見解には大まかに二通りの反論が寄せられている。近世史家J. ボッシは、中世後期の司祭用手引書「聴罪大全」で問題とされているのはおもに、人間関係の「憎しみ」に発する罪、共同体の「愛」を揺るがすと懸念される罪であって、社会的次元から個人的次元への移行が真に起こるのは16世紀を待たねばならないと論じた。他方、中世初期の私的贖罪を注意深く検討した研究者たちは、旧タイプの手引書である「贖罪規定書」にも中世盛期同様に罪人個人への配慮が認められるとの反論を提出し、旧制度を一方向的に「外在的」と決めつける見方に反省を迫った。

以上の研究動向を通じて前提とされているのは、個人主義への流れが本質的であるということと、公の次元を考慮する場合は社会的統合という観点をとることである。それを踏まえて、本発表ではカロリング期から中世盛期に至る贖罪の（公と私の）二元体制について論じる。カロリング期以降のカピチュラリー、教会会議の決議、贖罪規定書を含むカノン法集成、そして理論的論考において繰り返し唱われていたのは、「公の罪には公の贖罪を、私の罪には私の贖罪を」という原則だった。そこで問題となっていたのは、その所業が個人的性質のにとどまるものであるか、それとも社会的秩序をいかに錯乱せしめたかという基準ではなく、その罪が他人に知られて醜聞を引き起こしたか否かの点であった。したがって、内密の罪を私的に告白することはすでに熱心に勧められていたし、また同時に密告、世俗権力による公の贖罪の強制もそれとは矛盾なく追求された。つまり、他者が罪人の救済にいかにしてコミットすべきか、その方法を公私の制度の間で整えるという課題が当時の理論と実践を貫いていたのである。

5. 中世後期アルザス・ロレーヌ地方の 「慣習法文書」と「判告集」

鈴木道也

本報告は、13・14世紀アルザス・ロレーヌ地方において領主＝領民間の慣行を成文化した二種の法文書、「慣習法文書」と「判告集」を比較検討するものである。領民の合意を得て領主が作成した「慣習法文書」は、フランス北東部を中心にフランス王国全体で数多く確認され、フランス中世農村史研究の基本的史料の一つとされてきた。一方、裁判集会の場での領主諸権利に関する領民側の判告を成文化した「判告集」は、ドイツ中・近世の重要な農村法史料として、ドイツ史学界において多くの研究史的蓄積を有している。かつてペランはロレーヌ地方を対象とした研究の中で「判告集は領主制的な性格を持つのに比べ、慣習法文書は領民の特権保障の側面を持つことが特徴である」と述べた。しかし今日両文書の機能的差異が指摘されることはなく、それらはともに、諸侯を含む裁判領主層が領民と協働して自己の支配権を安定させるために作成した文書であったと位置づけられている。

しかし両文書は文書普及の年代的範囲、地理的範囲、成文化手続きにおいて基本的な相違を見せている。そしてこれらの違いは、同機能を果たした文書の年代的・地域的な偏差として理解されるべきではなく、それぞれの文書を受領した地域間の統治構造あるいは集落構造の違いを示しているのではないか、と思われる。

そこで本報告では、両文書の移行地帯であるアルザス・ロレーヌ地方（この地方では、両文書が同時期に併存して現れてくるが、それらは全く混在しているわけではなく、モーゼル渓谷を境として東方には「判告集」が、また西方には「慣習法文書」の緊密な普及が確認されている）の諸集落に法文書が授与されていく経過を詳細に辿ることで、両文書を持つ歴史的意義について改めて考えてみたい。

6. 『1449年トレドの暴動における反コンベルソ問題』 —Sentencia-Estatuto de Pero Sarmientoを通して—

桐谷佳裕

14世紀中期以降、社会不安を通してスペインにおけるユダヤ人とその周囲の環境は悪化し、反ユダヤ運動のピークとなったのが1391年のポグロムであった。15世紀初期になると王権によってユダヤ人に圧迫が加えられるようになった。このような反ユダヤ運動の結果スペインに多くのユダヤ教からの改宗者=コンベルソが現われることとなった。

コンベルソの中には自ら望んで改宗した者もいたが、ポグロムあるいは圧迫を加えられた時期に自己の生命と財産を守るために洗礼を受けた者もいた。こういった者達の中にはユダヤ人との関係を断切れない者もいた。また有力なコンベルソの中には社会の上層へ入りこんでくる者達もいた。これらのコンベルソへ民衆は次第に不満を持ちはじめた。

コンベルソに対する旧キリスト教徒民衆による最初の大規模な暴動が1449年のトレドの暴動である。この暴動は総帥アルバロ・デ・ルーナがトレド市に100万マラベディーの徴収を命じたことが原因となった。暴徒たちはコンベルソの徴税人を襲い、家を焼き、市の橋、門、塔を占拠した。暴動が起こってまもなくこのリーダーとなったのが王の侍従長でトレド城代のペロ・サルミエントであり、彼は5月には王と対立していた王太子への忠誠を表明し、6月5日にコンベルソを公職から追放するSentencia-Estatuto de Pero Sarmiento(ペロ・サルミエントの判決法規)を出した。暴動は王太子の介入により12月にペロ・サルミエントが市より追放され、1451年3月に王が市へ赦免を与えることによって終結する。

ペロ・サルミエントの名のもとに出されたSentencia-Estatutoは上記のごとくユダヤ人の血を引くコンベルソを対象としていた。これが後の純血法のもととなる。本報告では、Sentencia-Estatutoを通して1449年の暴動における反コンベルソ的性格を考えてみたい。

7. 『ヴァロワ・ブルゴーニュ公の組織運営 (通信連絡業務の実態に則して)』

金尾 健美

本報告は15世紀のフランドル・低地地方に独特の宮廷文化を創出したヴァロワ・ブルゴーニュ公の情報伝達網の分析を通じて、宮内府（家政機関hôtel）を核とする彼の行・財政機構の運営原則を提示することを目的とする。

利用する史料は第一に宮内府規定令、第二に各領邦の収支勘定官の管理する支出記録、第三に会計監査院宛の連絡文書、第四にブルゴーニュ宮廷で作成された写本細密画である。これらの史料が豊富になり、語彙群の意味分節と収支勘定の記載法が安定する1420年代以降（フィリップ・ル・ボンの治世）を対象として報告をまとめる。

渉外使節や軍事・行政上の様々な連絡員・通達吏は古くから様々な史料にその活動の痕跡を残している。しかし実体概念としては不安定で、上記の史料群の示唆する現実は度々すれ違い、単一の像を結ばない。宮内府規定令は人員削減を目的とし、ごく少数の通達吏だけを指名するが、会計監査院宛の多くの書簡が連絡要員の不足を告げる。実際、支払い記事は相当数の連絡員や通達吏の存在を確認し、彼らの社会的多様性をも暗示するが、細密画は通達要員さえも優雅な宮廷人として描く。

行・財政上の通達や官僚相互の通信は宮内府の一部門たる馬寮のメンバーを中心に運営されるとはいえ、都市の自営飛脚の協力がなければ明らかにその遂行が困難であった。つまり末端行政の担い手は現地で登用される傾向が強く、通達吏たちは、その多彩な属性にもかかわらず、機能的には構造化されていない集団であると考えられる。この事実を、いわば「近代的」経営システム（すなわち人格が剥奪された職能が各々任意の職位に単純に対応するタイプの組織）形成途上の状態として消極的に捉えるのではなく、むしろ流動的な情勢下における各人の器量の発現を重視した合理的かつ臨機応変な開いた集団構成原理として肯定的に把握する。

C. 中近世史部会 1

報告者

1. 前山総一郎 (八戸大学)
2. 田中 史高 (早稲田大学)
3. ハラルド・クラインシュミット (筑波大学)
4. 木塚 隆志 (日本学術振興会)
5. 勝部 裕 (宮城教育大学)
6. 蝶野 立彦 (早稲田大学)
7. 弓削 尚子 (お茶の水女子大学)

1. 叙任権闘争におけるregalia、investitura、servitium、hominiumの観念複合体

—グァスタラ交渉（1106年）からヴォルムス協約（1122年）まで—

前山 総一郎

近年、12世紀に入ってから教皇庁と帝国の実際の諸交渉で叙任権闘争が本格化したということが明らかになってきている。ところでその研究の過程で、叙任権闘争が帝国教会を「封建化」したとし、この観点から聖職者の俗人に対するヴァサールの問題（臣従礼の問題）こそが叙任権闘争第二の争点であったとする見解が広まって来た。本報告は、この点を検証しようとするものである。二つの新たな研究の動向を踏まえ、検証のための足掛かりとする。それは、第一にこれまで不明確だったヴォルムス協約直前期（1109年）の交渉内容が明らかになって来たこと、第二に叙任権闘争の具体的諸交渉においてinvestitura（いわゆる「叙任」）やhominium（臣従礼）などの観念の実態が明らかにされてきたことである。

こうした点により現時点で必要であることは、叙任権闘争の実際の諸交渉の各段階（1106年～1122年）において、教皇庁と帝国それぞれが自らの権限についていかなる理論をもっていたのかを確認すること、そしてそこにおいてregalia（レガリア）、investitura（いわゆる「叙任」）、servitium（帝国奉仕）、hominium（臣従礼）がどのような観念の複合体（Vorstellungskomplex）を形成していたのかを個別的かつ実態的に明らかにすることである。

分析の結果、（1）1111年2月の交渉において、レガリア権を所持することが教会へのtemporalia-investitura（いわゆる「俗権」授与）の執行権を保障するのだとする共通認識が教皇庁・帝国それぞれの観念複合体において形成されたこと、かつまたこの共通認識が最終的にヴォルムス協約まで続いたこと、（2）これを前提として、交渉の本格的進展に伴って聖職者の臣従礼（hominium）の問題ではなく、その帝国への奉仕義務（servitium）が次第に重要な争点となっていったこと、が確認された。

2. 西欧中世中期の都市記述 —laudatioを素材として—

田 中 史 高

中世西欧都市に関連する特異な記述史料の一つにlaudatioと呼ばれているものがある。laudatio自体はさまざまな史料類型のテキスト中に独立・非独立の形で散在して伝来しており、また、古代以来都市に限られない多様な対象をテーマとして記述している。この中から、本報告では、中世中期の西欧都市への歴史学的理解を深めるための一助として、都市的集落を扱っているlaudatio urbium(都市称揚)に限定して考察するlaudatio urbiumは、従来、中世文学研究・文学史においてしばしばとりあげられていたが、近年では、中世都市史自体の研究においても注目されている。

報告では、まず、laudatioの史料性格を一瞥する。しかるのちに、西欧各地において11世紀以降増加する、こうした記述の具体的諸事例をふまえて、laudatio urbiumに見られる都市記述手法の変遷をたどる。そして、トポスを多用するステレオタイプ的な記述と、12世紀以降の新しい都市記述、すなわち、ウィリアム・フィッツスティーヴンによる聖トマス・ベケット伝中のロンドン記述、あるいは、ビベラのニコラウスの手になる都市エルフルトの記述例に見られるような、より「事実」に即した、リアリスティックで比較的詳細な都市描写を概観する。こうした都市記述では、聖職者以外の都市住民の生活ぶりにも立ち入って触れている点が新味であり特筆されよう。

都市史研究によってかたちづくられてきた中世都市像とのすり合わせもおこない、文学史的関心にとらわれずに、laudatioにおける上記のような記述の変化が起きた原因・背景をさぐり、あわせて都市記述者の同時代的な都市認識・都市イメージについて検討してみたいと思う。

3. 皇帝マクシミリアン一世と1500の島

ハラルド・クラインシュミット
Harald Kleinschmidt

Der Vortrag behandelt das Problem der Lokalisierung der "1500 Inseln", die in Wappen der Ehrenpforte und des Triumphzugs Kaiser Maximilians I (1459-1519) erwähnt und symbolisch dargestellt sind. Es handelt sich bei der Ehrenpforte und dem Triumphzug um Zeugnisse der maximilianeischen Kaiserpropaganda, die das Ziel hatte, den universalen Herrschaftsanspruch Maximilians zur Geltung zu bringen und der Nachwelt zu überliefern. Innerhalb eines gegenwärtigen Weltkartenbilds sind die "1500 Inseln" nicht lokalisierbar; projeziert man hingegen die Symbolik der maximilianeischen Kaiserpropaganda auf eine mittelalterliche Weltkarte, so können die Inseln vor der Ostküste Asiens, und das heisst, westlich von Europa, verortet werden. Diese Lokalisierung führt zu dem Schluss, dass Maximilian unter Verwendung des mittelalterlichen Weltkartenbilds einen an den geographischen Gegebenheiten, und nicht an eschatologischen Postulaten orientierten Welt-herrschaftsbegriff hatte und durch seine Familienpolitik in die Tat umzusetzen gewillt war.

4. 宗教改革期ドイツにおける黙示録的終末観の展開

木 塚 隆 志

16世紀の宗教改革期ドイツにおいて、黙示録的な終末観は、この時代を特徴づけるような強力な広範にわたるインパクトを持っていたと考えられる。しかし、その展開は、ノーマン・コーンの研究に典型的な形で示されるような、歴史の断絶性を強調し、世界の奇跡的な転換を期待するといった歴史意識からのみ説明され得るものではない。そこには、これと同時に、むしろ、歴史の連続性とその新しい展開を強調し、社会改革的、歴史形成的な活動を期待する積極的な歴史理解の態度ないし能動的な改革意識が働いていると考えられる。数々の宗教改革者の黙示録的な歴史解釈の中には、こういった積極的・能動的な方向性が強く示されているのであり、またそれは、しばしば彼らの改革理念、活動を根本的に規定していると考えられるのである。

勿論、この時代におけるこの方向性の展開は非常に多様であって、その一般的理解ないし明確な類型化は決して容易なことではない。しかし、この発表では、反教権的な枠組みの中で、しばしば、黙示録的な歴史解釈のこういった積極的・能動的な方向性に基盤を与えたと考えられる当時のスピリチュアリズムの展開に注目し、スピリチュアリストとしての性格を強く示す急進的宗教改革者、T・ミュンツァー及びC・シュヴェンクフェルトの黙示録的な歴史解釈とその展開について考察する。両者の黙示録的思想は、それぞれに異なる形で「急進的」な変革の要求ないし活動と結合した。しかし、彼らの黙示録的な終末観の展開は、何れも、当時の宗教改革運動からの「逸脱」「逃避」を意味するものではなく、前者の場合には、ドイツ農民戦争及びそれ以前の時期における種々の社会的な対立の構図の中で、また、後者の場合は、特にそれ以後の時期における南ドイツ諸都市の政治的ダイナミズムの中で、それぞれの時と場所に特徴的な宗教-社会的諸状況との積極的な関わりにおいて理解されるのである。

5. 宗教分裂期 中欧地域における貴族と都市の政治・社会史分析

—上オーストリアとボヘミアとの比較の視点—

勝 部 裕

初期近代のヨーロッパにおける時代的対応として見られた貴族の行動様式を、地方在住の独立性をもつ貴族から宮廷貴族への流れとして一般的に特徴づけておきたいが、この点を報告者が扱う時と場所において、言い換えれば他の社会・政治身分・とくに都市に比べて政治、経済にわたる貴族の「強さ」が目立つ中欧地域において検討する。ハプスブルク朝の権威とともに貴族と都市によりこのモザイク状をなす地域の構造上の特質を描きだすことができるか否かは今後の課題である。

宗教分裂期によって中欧ボヘミアの「フス革命」(1419-1434) から「白山の戦い」(1618-1620) に至るまでの16世紀を中心とする長い時代を設定している。ハプスブルク王朝はオーストリア、ボヘミア、ハンガリーを構成要素としてこの地域一帯において権力政治の安定化に努めていたが、他方、貴族(高級貴族、騎士身分)、都市(=国王都市)はそれぞれの地域における自立した政治身分として国家権力に関与し、身分制議会の内(領邦)と外(ローカルな、さらに中間の地域、都市領域)において同王朝と対抗関係を結ぶ。このような国制に関わる場面での三者の関連を上オーストリアとボヘミアの比較によって明らかにする。さらにこの視点を貴族と都市の社会・経済構成(封地から自主地化、大所領経営、都市の営業権、社会分解)と両者間の利害対立によって補う。報告は後述の史料に基づく上オーストリアの部分的な実証にとどまり、ボヘミアについては関連する最近の研究を参照しつつ、中欧地域の分析方法の検討、今後の課題を見つけ出すために役立ててゆきたいと思う。

上オーストリア史料：議会文書、貴族の名簿、税金帳簿、貴族身分の昇任規則他。

6. ドイツ初期敬虔主義における教会改革理念の特質 — 規律・規範と内面性との関係を中心に —

蝶野立彦

17世紀末から18世紀半ばまでのドイツ諸地域において多様な運動形態を伴いながら展開したドイツ敬虔主義の潮流の、その基本的枠組みと方向性とは、1670年代から80年代にかけてのフランクフルトにおけるルター派教会主席牧師P・J・シュペーナーの教会改革・信仰刷新の試みを通じて形作られた。一般に「初期敬虔主義」と呼ばれるこの時期のシュペーナーの試みには、それ以降の様々な敬虔主義の運動形態の中ではむしろ表面に浮上することのなかった、固有の問題意識と方法的配慮が認められる。そして初期敬虔主義の運動理念に内在する、この固有の問題意識と方法的配慮は、フランクフルトとルター派教会の中であってシュペーナーが直面した状況とその状況の中でシュペーナーが自らの改革理念を変質・模索・形成するに至る経緯の中に、その直接の起源を有している。

初期敬虔主義が目指したのは「信仰生活の改革・刷新」であったが、当初シュペーナーが抱いていた改革理念は、限りなく改革派教会の生活教導原理に近いものだった。それは即ち、具体的な拘束力を持つ「教会規律」と、聖職者がその規律に基づいて一般信徒への指導・監督を行うための「権限」とを方法的基盤とする「生活改革」の原理である。しかしながら、統治権力とルター派教会、また、ルター派教会と改革派勢力との関係から生じた状況は、制度的に具体化された「規律」と「権限」とを基盤とする「生活改革」の試みを不可能ならしめるものだった。教会内の「敬虔集会」を核とする信仰生活の内面的刷新という初期敬虔主義の方法論は、こうした問題意識と状況とを前提として見出された方法だった。それは即ち、制度的に根拠づけられた「規律」や「権限」を媒介とすることなく、信徒の生活を「内面から」規律化するための方法論である。そしてその理念的基盤を提供したのが、「言葉ではなく行為を通じての構成員相互の生活教導」という原始教会的共同体理念であり、「外的秩序ではなく聖霊の働きかけを通じての個人の内面の聖化・規律化」という聖霊主義的信仰理念だった。しかしこのような制度的根拠づけを欠いた「規律化」の推進は、現実には、「具体的に確定された規律」を伴わない「理念としての内面的規律化の唱導」という性格を強く帯びることになったと考えられる。

7. 近代の性秩序 (Geschlechterordnung) をめぐる議論 —1800年前後におけるドイツ—

弓 削 尚 子

ドイツ後期啓蒙主義期に位置づけられる十八世紀末から、男と女のあるべき関係が従来になくさかんに論じられた。教育、哲学、医学など多岐の分野にわたる知識人たちが多くの著作を発表し、中には版を重ねるほど読まれたものもあった。近代社会における男女の性規範を形成したこれらの言説を、ここでは1800年前後における性秩序をめぐる議論として扱いたい。

その議論の中で注目されるのは、1787年に匿名でだされた『女について』という著作である。女性の地位をかなり保守的に書いたE. ブランデス (1758-1810) のこの著作は、当時大きな反響を呼び、ブラウンシュヴァイクの教授J. モイヴィヨン (1743-1794) は、『相互関係からみる男と女』と題してその批判の書を著した。また、I. カント (1724-1804) は、『実用的見地における人間学』で両性の性格についてペンをとり、有名な教育学者のJ. H. カンペ (1746-1818)、宮廷顧問官K. F. ポッケルス (1757-1814)、神学者J. L. エーヴァルト (1748-1822) は、男と女についてそれぞれ著作を発表した。彼らをはじめ多くの論者たちにほぼ共通しているのは、男女の身体的性差からその精神や性格の差異を導き、「自然の定め」としてそれを裏付けようとしたことであった。

これを「性別における性格の対極化」(Die Polarisierung der Geschlechtscharaktere) として分析したK. ハウゼンの研究が1970年代にでて以来、ドイツにおける女性史研究者たちは、さまざまな形でこの議論を取り上げてきた。現代まで影をおとす「近代の性秩序」を解明していこうというのがそのねらいであろう。本発表では、こうした研究業績をふまえながら、なぜ十八世紀末から十九世紀初頭にかけて性秩序の議論が熱心におこなわれたのか、その論者たちの情熱とは何だったのか、という問いに焦点をあてて考察してみたい。それはドイツ啓蒙主義を批判的に見直す視座でもある。

D. 中近世史部会 2

報告者

1. 梁川 洋子 (関西大学)
2. 竹尾 竜一 (青山学院大学)
3. 山崎かおる (日本大学)
4. 山本 範子 (同志社大学)
5. 大野 誠 (愛知県立大学)
6. 本間 裕章 (青山学院大学)

1. ヘンリ 6 世妃マーガレット・オブ・アンジューの ハウスホールド

梁 川 洋 子

中世末期にはイングランドの領主層は、大貴族さえも、その政治的権力の源泉を、国王の配分するパトロネッジに依存するようになっていた。権力闘争のなかで、有力大貴族らは、国王や王妃を自派に取り込み、国王や王妃の持つパトロネッジを利用して、自派の勢力拡大をはかった。また、ヘンリ 6 世が抱えていた国王のアフィニティの中核は、国王のハウスホールドと繋がりを持つ人々であり、彼等が国王のパトロネッジを第一に享受していた。ハウスホールドは、一方で主人たる国王や王妃には、必要な人的資源を供給し、他方で召使には、日々の奉仕を通じて国王や王妃のパトロネッジに最も近づく機会を与えるものであった。中世末期の、このようなパトロネッジ＝アフィニティ関係に依存した社会において、本来は国王や王妃の私的機関であったハウスホールドが、いかにして国家の統治機構として利用されたかを明らかにすることが必要であると考えられる。

国王のハウスホールドの各部局の発展に関しては、T. F. タウトの大著があるが、残念ながら、考察の対象となっているのは1399年まででしかない。また中世において、王妃は国王のものとは別に財源を指定された、別組織のハウスホールドを抱えていたが、そのことのもつ独自の意義は、明確にされていない。

そこで本報告では、マーガレット王妃のハウスホールドに関して唯一現存する1452～53年の会計帳簿を利用して、そのハウスホールドの構造・財政状態・人員の経歴といった点を検討する。それによって、国王のハウスホールドと王妃のハウスホールドの相互関係を明らかにし、さらに、百年戦争以降、イングランド王妃に与えられていた外交上あるいは国制上の役割も展望したい。

2. ピューリタン革命における修正主教制について

竹尾 竜一

近年はウェーバーの問題提起からは一次史料に基づくピューリタニズムの倫理と資本主義の精神や発生史との関連の研究が充実し、最近では「革命の意義」や「近代化」を問う視点から近年の宗教上の独立派、バプテストの研究の成果があがっている。しかし、その一方で穏健な保守派ともいべきアングリカンの穏健派や長老派といった中間派の研究はそれほど充実しているとはいえない。通常アングリカンは王党派に集結し、王の処刑後には弾圧対象となり国外逃亡するか密かに私宅での礼拝をおこなう等の地下活動をしたものとして描かれる。しかし、それらはもっぱら厳格なアングリカニズムを守っていこうとする者達であり、共和政下には王の処刑や政府を指示しない保守派のピューリタンと共に行動したものたちもいる。だが、このようなピューリタンとアングリカンの中間派とでもいべき勢力は十分に描かれてこなかった。

こうした勢力は一般的に描かれている宗教勢力の図式の中ではアングリカンの長老派と見なされてきた。革命期の研究で言及されることもあるが、それ自体としてはほとんど取り上げられていない。実際左右の両極が争う革命の時期にあっては彼らの勢力は王党派か議会派につかざるを得ず、独自の等派ラベルを持ち結集することはできず、実際にはほとんどの者は長老派かアングリカンの陣営に属したのである。しかし、詳細に空位期や王政復古までを含めた革命期をみると彼らの勢力は分断されながらも継続していることがわかる。この勢力をこの発表では「修正主教制派」と呼び長期議会の開始から王政復古までの軌跡をたどり、その意義を明らかにしてみたい。

3. ティンデルとモアの論争 ～その「教会論」をめぐる～

山 崎 かおる

ウィリアム・ティンデル (William Tyndale, 1494-1536) とトマス・モア (Thomas More, 1477-1535) の間で行われた論争は、16世紀当時の宗教改革者とカトリック教会側の考えの違いを表す例の一つである。

両者の論争は、1528年にモアがロンドン司教タンスタル (William Cuthbert Tunstall, 1474-1559) から異端書を読む許可と反論作製の要請を受けたことから始まった。その成果は、1529年『異端に関する対話 (A Dialogue concerning Hersies and Matters of Religion)』という書物として現れた。これは、ティンデルだけを対象としたのではないが、その第四巻をティンデル訳の新約聖書の批判に当てている。これに対して、1531年にティンデルが『サー・トマス・モアの対話への答弁 (An Answer unto Sir Thomas More's Dialogue)』という反論を発表した。さらに、モアがこれに対して、『ティンデルの答弁への反駁 (The Confutation of Tyndale's Answer)』をその翌年に発表した。これに対してはティンデルは反論書を出版せず、論争は終わった。

この論争は「信仰の規範 (regula fidei)」は何かという問題を中心に展開する。そこで聖書翻訳の根本にある「教会論 (Ecclesiology)」が前面に出てくる。本報告においては、論争において、ティンデルとモアの「教会論」を比較分析することによって、宗教改革者たちとカトリック教会との相違の根本的側面を明らかにしようとするものである。

4. 18世紀初頭のイギリスにおける道徳改革運動と「キリスト教知識普及教会」

山本 範子

17世紀末から18世紀半ばにかけて、イギリスでは、道徳改革運動というモラル・パニックが生じている。この運動は、ボランティアな諸組織によって押し進められたものであるが、運動の性格は、懲罰的なものから慈善的なものへと変化していく。その状況を、3つの段階に分けて特徴づけることができる。第1段階は、世俗当局の犯罪摘発に協力したかたちでの、悪徳の告発である。第2段階は、キリスト教（アングリカニズム）の知識を、貧民の子供たちに教え込むことで、悪徳の蔓延を抑制しようとした慈善学校運動である。そして、第3段階は、大人の貧民を対象としたワークハウスの設立ばかりではなく、貧民の子供に、従来の慈善学校の教育に加えて職業訓練を行う「慈善職業訓練学校」を設立するワークハウス運動であった。この動きの中心に位置して運動を鼓舞していたのが、国教会聖職者と国教徒からなる「キリスト教知識普及協会」(SPCK)である。従来は、この道徳改革運動は、ピューリタンの運動であるとか、あるいはカトリックに対するプロテスタントの共同戦線的なものであると論じられてきた。しかし、これは、SPCKの国教会聖職者および国教徒が方向づけたものであることが、近年明らかにされている。

当時、政府は、救貧と結び付いたこのような社会統制を、国家の政策として行うことはなく、救貧は地域ごとにばらばらに行われていた。SPCKは、慈善学校やワークハウスを通じてアングリカニズムを社会の底辺に浸透させるという目的を達成するとともに、自身のネットワークを使って、これらの機関の地域ごとの情報を交換させ、また運営に参考となる出版物を配布している。そうすることで、救貧と結びついた道徳改革の国家的規模での展開を促したのである。政府が、通商産業委員会を通じて本格的にこうした社会統制に乗り出すのは、ワークハウス運動が衰退した1750年代にはいつからであった。

5. オランダの独占に挑む—Society of Artsによるアカネ栽培の奨励、1754-75年

大野 誠

アカネが主に赤色系の染料材料として18世紀の織物業で多量に消費されていたことはよく知られている。しかし、さらに一歩進んで、アカネがイギリスでどのように栽培されていたかという点になると、現在にいたるまでその知識は断片的なものにとどまる。その理由は、当時消費されていたアカネの大半がオランダからの輸入品であったため、イギリス史研究者の関心をひかなかったからであろう。研究の現状がどうであれ、18世紀中葉のイギリスではアカネ栽培を広めようとする国家的レベルの試みがあった。1758年の「アカネ栽培奨励法」(31 Geo. 2, c. 12) がそれである。本発表では、この法の推進母体として、また自らも多額の助成金を交付して、この時期のイングランドでアカネ栽培の奨励を唯一、組織的に行ったSociety of Artsに焦点を合わせ、これまで取り上げられたことのなかったアカネ栽培の実態を浮き彫りにしたい。このことは、視点を広げていけば民間レベルの重商主義と農業振興との関係に光をあてることになる。

1754年にロンドンで設立されたSociety of Artsは、工芸、製造業、交易などに関わるさまざまな品目に懸賞をかけ、産業の振興を企てた団体であり、アカネ栽培の奨励はこの団体が最も力を注いできた活動の一つであった。その活動が最盛期を迎えるのは、上記の法が議会を通過した後の1760年代である。この団体の助成金交付が効を奏して、60年代にはケント州やサリー州を中心に延べにして300エーカー近くの耕地でアカネが栽培されるようになった。栽培者の中には、後に農業改良家として広く知られるようになるアーサー・ヤングや「すき」の改良で名を残すJ. アーバースノットも含まれていた。しかし、結局のところ、この活動はアカネに関するオランダの独占を突き崩すにはいたらなかった。主要な障害は栽培法ではなく、アカネを商品として市場にまわす段階にあったと思われる。

6. 18世紀末イングランド民衆の食と生活・社会の変化 ——なぜ白パンなのか——

本 間 裕 章

マドンナの、男はやっぱりお金 “Cause We're living in a material world And I am a material girl” という歌『MATERIAL GIRL』(1984年) が街でよく聞かれた頃、金には縁も関心もない私は、独りよくサザンオールスターズの『Miss Brand-New Day』(1984年) をロズさんだものだった。「Oh Oh Miss Brand-New Day 皆同じそぶり Oh Miss Brand-New Way 誰かと似た身なり 誰の為本当の君を捨てるのCrazy しなやかと軽さをはき違えてる…街でよく見るタイプの君よ」

本発表は、私のこのような今思えばバブル・エコノミー形成期の何か「はき違えてる」風潮に対する違和感を、イングランド史にかこつけて表現しようとした卒業論文(1986年)以来のとりくみの中間報告である。

卒業論文では、F. イーデンの『貧民の状態』(1797年)をもとに当時のイングランド民衆の食生活の復元を試み、栄養状態の悪い家庭ほど白パン・茶の食事に依存する傾向があり、オートミールや大麦パン・ミルク中心の家庭は収入が少なくても良好な栄養状態であったことを指摘した。その後、E. P. トムスンや R. ウェルズなどの研究を知り、現在私は18世紀末イングランドを自由市場経済が支配原理である社会(a material world)への一大転換期と位置づけ、なぜそのような変化が起きたのかを考えている。

先日のバブルに多くのmaterial girlsやboysが踊りバブルをあおったように、もっともその最中にも私のようなノリの悪い、一層時代に背を向けた者もいたのだが、そんな非主流派も含めて民衆各々の日常生活における振舞と大きな時代の流れとの間には、何らかの相互作用があるのではなかろうか。それはどんなものなのか。まずは18世紀末、イングランドを見舞った食料危機に際しての民衆の生活態度—意識的であろうとなかろうと不断の価値選択の結果—を検討することから、考察を深めてゆきたい。

E. 近世史部会

報告者

1. 和田 光司 (帝京大学)
2. 工藤 則光 (九州帝京短期大学)
3. 本間 晴樹 (東京音楽大学)
4. 井上 光子 (関西学院大学)
5. 藤井 真理 (日本学術振興会)
6. 長嶋 伸一 (東京大学)

1. ナント勅令の成立過程

和田光司

1598年のナント勅令は、長年に亘る宗教戦争に終止符を打ち、フランスの新教徒に信仰の自由及び一定の礼拝の可能性を認めたことで知られている。近代歴史学の成立以後、この勅令は寛容の歴史における一つの金字塔と評価されるのが常であった。しかし、その場合、この勅令の発布は、1685年のルイ十四世による廃止という「暴挙」と暗黙の内に対比させられており、価値評価が優先し、勅令をそれ自体として当時の歴史的状況の中で捉え評価するという態度が希薄であったと言えよう。そのことは、勅令の適用・廃止の研究に比べ、勅令の成立自体に関する研究が驚くほど少ないという事実にも符合する。勅令発布400周年を間近に控え、勅令成立の歴史的性格を問い直すことが今求められているのである。

よく知られているように、勅令は王権と新教徒との妥協の産物であった。それゆえ、新教側が何を要求したか、何について譲歩し、何に固執したかに注目しなければならない。その際、新教側を一枚岩ではなく、それぞれ固有の利害関係を持つ諸地方・諸階層の連合として捉える必要がある。礼拝地の許可は新教側にとってあくまで諸要求の内の一つであり、勅令は新教徒の複合的な利権獲得運動の結果であった。当発表では、請願書・命令書・覚書・手紙等の現存する史料から、この交渉過程の整理・再構成を試みる予定である。

2. 17世紀フランスにおける「反乱」の地方的基盤 —ルアンの地方フロンド—

工藤 則光

本報告は、研究者E. コスマンにより研究が進められた地方におけるフロンドの分析が主題である。従来の研究者は専らパリ・フロンド派の動向に関心を集中させ、地方のそれに関してはごく簡単な叙述で済ましていた。つまり、歴史家は地方フロンドを無視するか、それを単なるパリの真似事としてしか理解してこなかった。なぜ、パリの最高諸法院による抗議がルアン高等法院等の一部の地方高等法院の「反乱」を引き起こし、他の地方高等法院は1649年に蜂起しなかったのか。何がいくつかの地方高等法院を反政府的にさせ、何がそうさせなかったのか。それらをフロンドに加わっていったルアンという一都市に探り、地方フロンドの独自性を提示することが本報告の目的である。

近年のフロンド史研究は、フランス史学における政治史復権の流れをうけ、アンシアン・レジーム期の最大の「謎」と呼ばれるこの内乱に対して新たな視角からなされている。フロンドとは通説的には、1648年のパリ最高諸法院による「連合採決」に始まり、1653年のコンデ大公が占拠するボルドー陥落に終わる。本報告では、ノルマンディ地方の主邑ルアンにおけるフロンド派の形成過程をフロンド以前に都市が抱えていた諸問題（財政・徴税・民衆騒擾）からフロンド勃発、王権との和解締結にいたるまでを跡付け、その地方的基盤を探る。特に、ルアン高等法院官僚（パルルマンテール）を中心とする諸国王機関に属する官僚と都市参事会員（エシュヴァン）の分析に焦点をあてる。

3. スウェーデン国王カール12世の死 ～暗殺か戦死かを巡る疑惑の発生とその影響～

本 間 晴 樹

大北方戦争末期の1718年11月30日（ユリウス暦による）夜、ノルウェー領内のフレドリクステン要塞前面の塹壕の中で、スウェーデン国王カール12世は前線視察中、頭部に弾を受けて死亡した。その直後から、この弾が実は敵からでなく味方の側から放たれた、即ち戦死ではなく暗殺なのではないかという疑惑が生じ、忽ち風説となって流布していった。この疑惑に基づく「暗殺説」は、戦争終結後も執拗に広がり続け、根を下ろし、18世紀前半を通じて、スウェーデンの政局に少なからぬ影響を及ぼしてきた。元々、この暗殺説はどちらかといえば、大北方戦争末期のスウェーデンの諸情勢、具体的には国内体制・戦争終結策・王位継承等を巡る対立の中で、生み出されたものであった。そしてそれは一旦生まれると、戦争終結後も政治的に利用され、内政・外交上の様々な対立との係わりで増幅されてきたという側面が大きい。19世紀以後、この問題が政治性を失い、また歴史学が発達したことに伴い、漸く科学的・客観的な調査研究が試みられるようになり、学問上の興味深い主題として扱われるようになってきた。今世紀に入ってから活発な論争も行われ、また近年には、かなり重要と思われる学説も発表されている。

本報告においては、まず最初にカール戦没の前後の状況から、暗殺説の生じた背景について明らかにし、次に、大北方戦争以後のスウェーデンにおけるこの問題の位置、特にその及ぼした政治的影響について考察する。更に、この疑惑が19世紀以後の歴史学及び諸科学の発達の中でどのように追及され、論じられてきたかを述べ、スウェーデン歴史学界が現在までに到達している成果について紹介する。

4. 18世紀デンマークの貿易 —植民地物産を中心に—

井上光子

北欧諸国の中でも、デンマークはその地理的条件から、様々な意味でいわゆる西欧と北欧の交差点となっている。交易史においても、バルト海への海上交易にとって唯一の玄関口という位置にあることは、古くから西欧とバルト海沿岸地域との利害が交錯する条件を生じさせてきた。

その条件のもと、陸地よりも海上の輸送、小量から大量輸送、そして遠隔地貿易の発展と国際貿易圏の拡大といった状況が生まれ、バルト海貿易が国際経済の重要な要素を担う17世紀以降は、デンマークもまた国際貿易への参入を熱心に求めていく。バルト海の商業的覇者となるオランダにならい、東西インド会社をはじめとする多くの貿易会社を設立し、小規模ながら奴隷貿易をも含む植民地貿易を徐々に成長させていくのである。そして、オランダの勢力が後退する18世紀後半期には、デンマークは複雑な国際情勢にあって中立を守り、海運業に急成長の好機を見だしていく。その結果、18世紀末期には、デンマーク経済史における「貿易の繁栄期」を迎えるのである。

本発表においては、デンマークの対外貿易が、18世紀を通じてどのように成長し、どのような内容でもって国際貿易に参加していたかを明らかにすることを目的とする。デンマークの貿易史についての研究は極めて少ないため、まずデンマークの経済史を概観すると同時に、その経済活動における貿易の位置づけを考える。そして発表の中心は、デンマークをめぐる植民地物産の流通を、バルト海への出入口であるズンド海峡における通行税台帳記録の分析などから統計的に整理し考察することにある。それによって、農業国のイメージが強いデンマークが、18世紀を通じて海運国への道を模索し続け、商都コペンハーゲンを中継貿易拠点へと成長させることで、いかにして国際貿易網の一端を担っていたかが解明されるものとする。

5. 18世紀のナント奴隷貿易商人とフランス・インド会社

藤井真理

1719年に設立されたフランス・インド会社 (Compagnie française des Indes) による黒人奴隷貿易は、1673年に発足したセネガル会社 (Compagnie du Sénégal) の活動を継承するものである。先駆会社の経営陣は、新会社でも主導的役割を果たし、18世紀中葉まではルアンヤル・アーヴル出身者が同貿易に関する決定権をもった。

しかし1740年代以降、インド会社は大西洋沿岸の海港都市ナントとの結びつきを強め、特にミシェル (Michel) やグル (Grou) といった有力海運業者による奴隷貿易活動が、同会社のセネガル経営を決定付ける主要因となった。1748年11月5日、彼らは民間の奴隷貿易専門会社であるギニア会社 (Société de Guinée) を設立し、インド会社からの業務委託によってセネガル貿易に従事した。この会社による奴隷船発送数は、七年戦争前夜までの8年間に33隻を数え、同時期にナントを出港した奴隷船総数 (221隻) の約15%を占めた。また同会社には、インド会社関係者が株主として参画し、両会社は経営実務上も密接な関わりをもった。

本報告でとりあつかう主な史料は、ナントの県古文書館収蔵の商業会議所関連文書 (Série C) および商人家系文書 (Série E) である。報告者はこれらの史料から、18世紀中葉のナント奴隷貿易商人の具体的活動を示すとともに、彼らと特権会社であるインド会社との関連性に注目し、セネガル貿易利害関係者が形成する商業世界の内実を描くことを試みる。

6. 18世紀後半のプロイセンにおける農民経済 —ブランデンブルク州を中心に—

長 嶋 伸 一

世襲隷民制、領主裁判権、領主直営地とそこへの不定量賦役、これらは農民解放以前のエルベ川以東に発展したグーツヘルシャフトの特色を表す言葉である。このようなグーツヘルシャフトのもとで生活を営んでいた農民は、どのような生活、特に経済活動を営んでいたのだろうか。従来、そこに暮らす農民は、重い賦役に圧迫され、わずかな収穫の不足によっても危機的状況におちいり、困窮した生活を営んでいたと考えられがちだった。しかし、プロイセンにおいては有償の農民解放の過程においても、1848年の革命期においても、シュレージエンなど一部の地域を除いて、農民による大きな反対活動がおきなかったが、それは有償による自らの解放を可能にした農民の経済的条件を考えずには説明しにくい。

「困窮した」農民像がつけられた背景には、グーツヘルシャフトなど農民を支配する側から見た、いわば上からの視点による農民の生活の類推、18世紀後半以降増加していく農村下層民と身分上の「農民Bauer」を農村住民としての広義の農民に入れ区別してこなかったこと、そして18世紀後半に始まる農業の商業化などの食糧生産に関わる環境変化を農民の生産活動にとって不利な要素としてのみ評価してきたことがあると思われる。そこで本報告では、従来の研究をふまえ、最近の研究を考察した上で、困窮した農民像が、18世紀後半のプロイセンの中核地域であるブランデンブルク州の農民生活に適合するかどうかを再検討する。従来ドイツ農業は、グーツヘルシャフトとグルントヘルシャフト地域に二分され、後者のみに更に細かな分類がなされている。ブランデンブルク州地域は、グーツヘルシャフト地域に存在しながらも、大都市ベルリンを始めとする大消費地を多く持ち、また河川、運河網によってそれらへの容易な接近が可能であり、従来グーツヘルシャフト下に存在しなかったような経済環境の変化に敏感に反応しうる地であったことから再検討に価する。

F. 19世紀史部会

報告者

1. 佐藤 円 (立教大学)
2. 池本今日子 (早稲田大学)
3. 原 千砂子 (桐蔭学園横浜大学)
4. 大村かおる (東京外国語大学)
5. 渡辺 昭子 (一橋大学)
6. 岩本 裕子 (浦和短期大学)

1. 19世紀初期チェロキー族における政治システムの再編

佐藤 円

独立戦争とそれに続く混乱が終息した18世紀の末からチェロキー族において本格化したいわゆる「文明化」は、部族の政治、経済、文化といった様々な領域において急速に進展していった。1830年代末に故郷を追われ強制移住させられるまでのわずか一世代ほどの間に、彼らが生活様式から政治制度にいたるまで大胆に同時代の白人文化を受容していったことは驚きに値する。中でも政治分野における変化はめざましく、1808年以降部族評議会において制定され始めた成文法によって、長らく維持してきた伝統的な政治システムの改変が漸次進められ、遂に1820年代末には合衆国憲法をモデルとした独自の憲法を制定し、それに基づく政府を樹立するにいたった。彼らは、この新たに設立した政治機関に部族を代表させ、合衆国政府との困難な外交交渉を展開していったのである。

従来、チェロキー族において急速に展開された政治の「文明化」については、白人文化を摂取することに積極的であり、そのために経済的にも富裕化していた混血を中心とする一部の族長たちの強力なイニシアチブにより達成されたものであるという評価が定説となってきた。しかしこの評価に対しては、近年社会学者のデュエイン・シャンペインから、コンセンサスを重視するチェロキー族の政治文化の伝統から判断して、チェロキー社会の大多数を構成していた伝統的価値観に対する愛着の強い一般部族民の是認なしに、諸改革は達成できなかったはずであるとの批判が加えられている。

そこで本報告では、このようなシャンペインの批判をふまえて、再度チェロキー族の憲法と、それ以前に政治システムの改変を企図して制定された諸法を検討し直すことによって、彼らが規定した新しい政治制度に、どの程度一般部族民の意向が反映されていたのかを検証するとともに、チェロキー族における政治の「文明化」そのものに対する報告者自身の評価も提示したいと考えている。

2. 神聖同盟条約とロシア皇帝アレクサンドル一世の外交路線

池 本 今日子

ここで問題にするのは、長期的な国際政治体制としての神聖同盟ではなく、1815年9月に結ばれた神聖同盟条約自体である。アレクサンドル一世が当時抱いていた神聖同盟の傾向については見解が分かれるところであり、本報告では、この傾向を明らかにすることを第一の目的とする。その上で、第二の目的として、この傾向が彼の実際の外交路線に如何に現れているかを考察する。

第一の目的のため、まず、アレクサンドルの神聖同盟草案と、メッテルニヒの修正後調印された条約文書を比較し、次に、調印文書に対するアレクサンドルの姿勢を検討する。

第二の目的のために分析の対象となるのは、1816年春にアレクサンドルがカースルレーに宛てた親書と、第2次王政復古時の対仏政策である。1815年にアレクサンドルが欽定したポーランド憲法にも言及する。

以上の作業によって、アレクサンドルは調印文書よりむしろ自分の草案の傾向に固執し、この傾向が彼の実際の外交路線に反映していることを明らかにしたい。彼は神聖同盟草案において、調印文書と同様に平和と秩序の維持を目指していたものの、自由主義および立憲君主制への志向と、キリスト教諸国の同盟へのより強い志向を表明することを意図した点でメッテルニヒと異なった。神聖同盟条約は、メッテルニヒがこれらの傾向を減じた後に成立したが、アレクサンドルはこの同盟条約を草案の傾向に則して扱った。実際の外交においても、草案に示された二つの志向は、イギリスへの「大同盟」形成の打診や、第2次パリ条約交渉、四国同盟条約交渉において堅持されていた。立憲君主制および自由主義への志向はポーランド憲法においても具体化されたが、同憲法は、アレクサンドルが自ら許容し得た立憲君主制および自由主義の限界をも示している。

3. トクヴィルの行刑論

—1843—44年フランス下院における行刑制度改革論議を中心に—

原 千砂子

『アメリカの民主政治』の著者として知られるアレクシス・ド・トクヴィルは、刑事政策の分野においても、そのアメリカ社会論・民主主義論を基礎とする独自の行刑論により異彩を放っている。アメリカ旅行の視察報告書『米国の懲治監獄制度とそのフランスでの採用』（1833年）により行刑専門家としての地位を確立したトクヴィルは、その後、国会議員としても、下院監獄法改革委員会の報告者を2度にわたり務めている。

『懲治監獄制度』の大きな特色は、大量のデータを並べた実務的な報告書の体裁をとりつつも、アメリカで新しい監獄が成立・機能するための社会的・政治的・文化的・宗教的な基礎に関する分析がその中心をなしていることにあった。すなわち同報告書は、トクヴィルのアメリカ社会論・民主主義論を、社会統制という実際の政策課題に応用したものであると見てよい。また、この報告書の第二帝政政府に対する提案—完全独居のペンシルヴェニア制よりも昼間雑居・夜間独居のオーバーン制を推奨—は、当時の行刑論の中では少数派に属する選択であるとともに、米仏の社会諸条件の相違、およびペンシルヴェニア制自体に内在する問題点に関するトクヴィルの認識を前提とするならば、当然の結論であったといえる。

ところが、その後のトクヴィルは、1836年から1838年にかけてのいずれかの時点で、その意見をペンシルヴェニア制からオーバーン制へと180度変えている。そして1843—44年の下院の監獄法改革論議においては、オーバーン制を支持するシャルル・リュカに対して、ペンシルヴェニア制を支持する論陣をはる。『懲治監獄制度』から10年後、政治家としてのトクヴィルは、当時のフランス社会に適合する社会統制の手段として具体的に何を選択したのかを見ていくのが、本報告の目的である。

4. 19世紀のユダヤカリカチュア

—ミュンヘンの絵入り諷刺雑誌『Fliegende Blaetter』を中心に—

大村 かおる

18世紀末からドイツで起こった市民社会の興隆とともに、ユダヤ教徒の法的差別からの解放という、いわゆる「ユダヤ問題」が発生した。これは、1869年の北ドイツ連邦の解放立法の成立、それに続くドイツ帝国憲法の成立の結果、宗教的信仰の相異を理由とする市民権および公民上のあらゆる制限の廃止が制定されることによって解決したとされる。しかし、それから10年も経たないうちに、宗教ではなく、人種的、民族的差別、偏見を抛り所とする新しいユダヤ問題、すなわち反セム主義がドイツ国内で浮上する。

では、法律上は解決済みとされた「ユダヤ問題」が、実際には消滅することなく、形を変えて再登場したのは何故だろうか。それが、今まで指摘されているように、社会構造の基本的な改革を行わずに問題を解決するためにすべての原因を隠蔽し、ユダヤを「贖罪の羊」として利用して問題の核心からそらせようとしたことが原因だとしても、なぜユダヤが選ばれたのであろうか。

本研究では、ユダヤが「贖罪の羊」に選ばれるためには、それを受け入れる素地がすでにドイツ市民側にあったであろうという観点に立ち、彼らのユダヤに対する意識（イメージ）を分析する。なぜなら、もしもそのような素地がなかったならば、新たなる「ユダヤ問題」がその後あれほど普及し、発展したりはしなかったと考えるからである。具体的には、法的解放が成立した1869年から政治的反セム主義が台頭する1880年までの絵入り諷刺雑誌『フリーゲンデ・ブレッター』のカリカチュアを用い、当時のドイツ市民のイメージ世界の「ユダヤ像」を検討する。

5. 近代ハンガリーにおける宗教帰属性

—バラッシャジャルマトの小学校の比較検討より(1870-80年代)—

渡 辺 昭 子

ハンガリー中北部に位置する町バラッシャジャルマトでは、二重王国期、ローマ・カトリック、ルター派、ユダヤ教の3宗派の信徒が住民のほとんどを占めていた。これらの教会はそれぞれ小学校を運営しそれぞれの言語により初等教育を行っていた。だが、各校は1868年の「教育法」により、宗教・公教育相の監督の下に置かれ、教育内容や学校環境に関して一定の条件を満たすよう義務付けられる。1874年には、宗派に関係なく児童を募集し、設備の整った国立小学校が開校する。教育言語に関しては、同時期に盛り上がる言語ナショナリズムの中で、すでにハンガリー語を使用していた国立とカトリックの学校に加え、ルター派とユダヤ教学校もそれまでのスロヴァキア語とイディッシュに代えてハンガリー語を採用する。しかしその他の面では、各宗派学校は可能な範囲でその宗派性を強調するようになっていった。

本報告では、各校がその宗派性、非宗派性を前面に出すようになる過程とその内容を中心に扱いたい。おもな史料として学校の年報や地元の新聞を使いながら、各校の監督組織や教育内容、さらにそこに通う子供たちの出身について比較検討する。これにより、世俗教育が学校で重きをなすようになった時代における学校の宗派性、もしくは非宗派性の特徴を明らかにしたい。さらに、以上の考察を進めるにあたって、言語ナショナリズムが覆い隠してきた、近代の宗教の世俗化の中で現れる文化的集団としての「宗派的エトノス」に着目する最近のハンガリー社会史研究の視点を取り入れ、その有効性を検証してみたい。

6. アメリカ黒人女性活動家たちと女性参政権運動

岩本裕子

アメリカ合衆国の女性参政権獲得運動に関する従来の研究は、合衆国でも日本でも白人女性たちの運動という視点からなされてきたと言っても過言ではない。ではアメリカ女性参政権運動は白人女性による白人女性のためだけの運動だったのか。同時代の黒人女性たちにとって、どのような意味を持っていたのか。

運動の出発点であるセネカ・フォールズ女性会議（1848）においても、「黒人も女性も」をめぐる南北戦争憲法修正条項の議論においても、参加した黒人女性は自分たちの立場を明確にした。しかし運動が全米に拡大する過程で、運動内での黒人女性の位置は厳しくなる。全米女性参政権協会の年次大会（1895）を南部で初めて開催するに至って、協会幹部から黒人参加を拒否する申し出があるなど、運動の中から黒人女性は排除され始める。さらにこの運動を通して、対峙したのは白人女性だけではなく、黒人男性、白人男性とも対立していくことになる。

全米各地の黒人コミュニティで、地域活動をしていた19世紀後半の黒人女性活動家たちは、全国組織設立を迫られ1896年に全米黒人女性協会（NACW）を創設する。NACWは彼女たちが直面していた諸問題解決のために存在したが、創設当初の活動目標の中で、女性参政権獲得は最優先事項となり得たのだろうか。憲法修正第19条成立の1920年までの24年間の、組織としての参政権運動への関わりを検討する。1912年と14年の全国大会で積極的に運動に参加することが確認されるが、13年の白人女性主催の「参政権パレード」では協会の率いる黒人女性参政権クラブは参加を拒否されている。議論が熟してくる1910年代に、全米黒人地位向上協会の機関誌には女性参政権特集号が二度企画されるが、NACWの活動を高く評価した記事やNACWの活動家たちの参政権に対する意見が載る。今年で創設百周年のNACWの活動を中心に、個々の協会員たちの活動も交えつつ、女性参政権運動史における黒人女性という新側面を提示したい。

G. 20世紀史部会 1

報告者

1. 毒島 雄二 (日本大学)
2. 加藤 公一 (一橋大学)
3. 半澤 朝彦 (東京大学)
4. 渡辺 知 (埼玉大学)
5. 深川 美奈 (東京大学)
6. 寺山 恭輔 (九州大学)
7. 石塚 省二 (富山国際大学)

1. トンキン湾事件の疑惑と真実

毒島雄二

1964年8月7日に合衆国議会によって可決された「東南アジア決議」、いわゆる「トンキン湾決議」は、1965年2月以降の、合衆国のヴェトナムに対する本格的な軍事介入の際に、合衆国議会による大統領に対する「白紙委任状」となるとされてきた。そして、この「トンキン湾決議」の成立の契機となったのが、1964年8月2日及び4日に起きた「トンキン湾事件」である。この事件については、その実在をめぐって現在まで、絶え間ない論争が繰り広げられてきた。なかでも、事件がジョンソン（Lyndon B. Johnson 任：1963-1968）大統領を中心とする行政府による「でっち上げ」であったのではないのかという議論は、根強いものがある。

そこでこの「トンキン湾事件」がはたして「でっち上げ」であったかという問題について、これまでに明らかになっている史料を検討することによって考察を行うことを本報告の目的とする。

手順については、まず事件の背景となったヴェトナムの戦況の変化とそれに伴う合衆国行政府部内のヴェトナム政策の展開について、ジョンソン大統領の就任した1963年11月から1964年7月までを対象として概観する。次に1964年8月2日及び4日に起きた事件の概要と、事件に対する行政府の対応、そしてそれに続く合衆国議会における「トンキン湾決議」案の審議と1964年8月7日の決議可決までに指摘された、事件に対する疑問点について、続いて1965年以降、現在までに指摘されている事件の疑問点について検討を行い、事件が「でっち上げ」であったかという問題について考察を行う。

2. アジア太平洋戦争末期の米国の中国援助

加藤 公一

元来、米国の戦後東アジア秩序構想の中心は、強力で安定した中国であった。軍事・経済援助による蒋介石政権への支持は、この目標達成に不可欠とされていた。しかし、アジア太平洋戦争末期の1944年、この政策に再検討を促す程、劇的に状況が変化した。国民党軍は、春から始まった日本軍の一号作戦によって軍事的に崩壊し、その弱体を露呈した。また対日戦の遂行は、太平洋戦線へ力点が移動し、中国戦線の戦略的意義が減退した。

米国政府内で、こうして蔣政権への期待が弱まる中で、中国共産党軍の対日戦利用が提案された。在中米軍司令官スティルウェルなどの軍部は、中共軍とそれを包囲する国民党精鋭の双方を対日戦に利用するため、蔣に圧力をかけていた。6月には国共調停を図るために副大統領ウォーレスが訪中し、その結果、中共の情報収集のため軍事使節団が7月に延安を訪れた。米国政府は、この中共接近の一方で、蔣への圧力を高めて軍事・内政改革を求めた。7月から9月にかけて指揮権をめぐるその圧力が最高潮に達した。しかし、この流れは、10月のスティルウェル解任で劇的に逆転した。以後、大使に就任したハーレーを中心に、ソ連の承認下で蔣政権主導の国共調停が進められた。つまり、戦後米国の対革命政策の基調となる、大国協調下での現地革命勢力の無力化に方針転換したのである。

以上のように、米国の中国援助は、強力で安定した中国を築くための援助自体が、蔣政権の内戦指向を促し、その内戦で中国の戦略的意義がさらに減少する、というジレンマを内包していた。本報告では、このジレンマ打開のための米国の方策と、その劇的な方針転換との間に、どのような力学が働いていたのかを検討したい。従来の研究では、戦中の中国政策に関しては、政府内の政策論争のみに焦点が当てられ、議会や世論の動向は対象とされていなかった。そのために、戦後の中国政策論争が戦中のそれと切り離され、専ら冷戦イデオロギーの文脈で解釈されてきたのである。従って、本報告では、戦後の問題を射程に入れつつ、政府内での政策決定と政府内外での政策論争との相互連関を検証する。

3. NATO成立と英仏蘭の海外植民地：1947-1949

半 澤 朝 彦

日本の学界の場合とはかく、冷戦形成期にイギリスなど西ヨーロッパ諸国が果たした大きな役割はすでにかなり広く認識されてきている。ヨーロッパが大戦直後に極度に疲弊していたことは明白だが、それは直ちに国際舞台におけるヨーロッパの存在意義の消滅につながりはしない。1980年代以降のヨーロッパの歴史学界においてとくに顕著になったこの考えは、たとえばかつての「冷戦起源論争」に見られたようなアメリカ一辺倒のアプローチからすれば非常に新鮮なものであったし、米ソ冷戦が時事性を失った現在では、多国間の国際関係というテーマ自体が新たな時代の要請でもある。しかし、見逃せない問題点もある。相当蓄積した研究業績にもかかわらず、そうしたヨーロッパの歴史学界の新動向は、アメリカに対するヨーロッパの学問的自己主張という色彩をも帯びており、米欧関係全体を外からグローバルに見るという視点にやや欠けるのである。

今回の報告は、1948年のブリュッセル条約をへて1949年のNATO結成にいたる「西側」同盟の草創期を話題とするが、フォーカスは英仏蘭などの植民地に関する思惑である。疲弊しているがゆえに、かえって植民地との関係を最大限に利用しようとする西欧諸国に対して、「旧世界」の「植民地主義」に荷担しているという批判を嫌うアメリカは、ヨーロッパ諸国と同盟を結ぶとすればどうしてもセットにならざるをえないこの評判の悪い問題をできるだけ表面にださないようにした。冷戦の緊張は、そうしたいわば米欧の「裏の関係」をおおい隠す働きをしたということが、内部史料の詳細な検討によって明らかになる。この「裏の関係」という主題は、冷戦の文脈というよりは、むしろ戦後世界を常に規定してきた「西側同盟」のありかたの起源に関連しており、また冷戦と南北問題の接点をさぐるという視点からもきわめて示唆的であろう。

4. 第二次世界大戦期のイギリスにおける良心的 兵役拒否をめぐる一考察

渡 辺 知

イギリスにおいて良心的兵役拒否制度が初めて設けられたのは第一次世界大戦中徴兵制が導入された時のことであった。その際には良心的兵役拒否者の扱いをめぐる様々な問題が生じ、従って、これに関する研究も多い。これに対し第二次世界大戦期における良心的兵役拒否者については、従来これに関心が向けられることは少なかった。その理由として、レイチェル・ベイカーは1982年の著書で以下の3点をあげている。第一に、第二次世界大戦期の良心的兵役拒否者に関する政府史料が公開されたのは比較的最近のことであり、これらの史料なしにはこの問題について最終的な結論を出すことは困難であること。次に、第一次世界大戦中に良心的兵役拒否制度が設けられたことはイギリスにとって初めての経験であり、これが導入された理由や最終的にとられた形式について解答を与えることは未だ魅力的な課題であること。最後に第一次世界大戦期の良心的兵役拒否者をめぐる問題は第二次世界大戦期のそれよりもはるかに劇的で多くの研究者の注目を集めていること。まず第1点目であるが、その後10年以上も経過しているにもかかわらず研究状況に変化が見られないことから理由としてさして重要でないと思われる。やはり、第二次世界大戦期の良心的兵役拒否者をめぐる問題がさほど劇的に映らないこと、言い換えれば問題が第一次世界大戦時のようには表だって生じなかったことが今日の研究状況の最大の理由であろう。では、第二次世界大戦中良心的兵役拒否者がさして問題とされなかった理由は何であったのだろうか。またこうした状況をもたらした要因は何であったのだろうか。本報告では、第一次世界大戦期の良心的兵役拒否者をめぐる議論を手がかりに、第二次世界大戦期の良心的兵役拒否者がどのような立場にあったのか考察を試みたい。

5. 非ナチ化政策の転換 —アメリカ占領地区を中心に—

深川美奈

第二次世界大戦後のドイツの分割占領については、国内国外を問わず政治学、歴史学、国際関係論の枠組みの中での研究が広範になされてきた。そして、従来のドイツの占領期研究は政策史が中心で、「占領者」対「被占領者」という図式で説明されており、被占領者の内部意識に焦点を当てた研究は少ない。

本発表は第二次世界大戦後の占領国の民主化プログラムによって、ドイツ人が「意識改革」するチャンスを与えられたと考えられる占領下ドイツを対象とする。具体的には、アメリカ占領地区の非ナチ化政策を検討することにより、当初は「占領者」対「被占領者」という図式の中で展開していた非ナチ化が、ドイツ人への権限委譲後、「非ナチ化した者」と「非ナチ化された者」との内部の問題に変化していった過程を明らかにしたい。その際の転換点は、1946年3月5日の「国民社会主義と軍国主義からの解放のための法律」（解放令）制定であると想定される。

解放令発令と共に非ナチ化はドイツ人の手に移り、アメリカ軍政府の役割はそれを監視、監督するものになった。しかし、権限委譲直後からドイツ人による非ナチ化措置は停滞し、アメリカの考える非ナチ化とドイツ人の考える非ナチ化とのギャップをそのまま反映するものとなった。なぜ、一見理想主義的でもあったアメリカの「外からの」非ナチ化は失敗したのだろうか？ドイツ人は「外からの」非ナチ化にどのように反応し、また、「内からの」非ナチ化はどのような経過を辿ったのだろうか？これらの問いを出発点として、アメリカとドイツの非ナチ化に対する意識の違いを明らかにしていきたい。

6. 満州事変とソ連

寺 山 恭 輔

1931年9月に勃発した満州事変がソ連の体制に及ぼした影響を論じる。日本との戦争に備えてソ連は極東に大規模な軍隊を派遣し、潜水艦隊を中心とした太平洋艦隊が再建された。軍事基地としてのコムソモリスク・ナ・アムール建設がタイガの中で開始される一方で、国防建設のための労働者、武器弾薬、食料など莫大な物資が極東に輸送された。その輸送にあたる鉄道は第一次5カ年計画、農業集団化に伴い混乱の中にあったが、シベリア鉄道の複線化工事や特別鉄道軍団の設立と極東への派遣などにより、輸送力のアップが目指された。バイカル・アムール鉄道の建設も事変を契機として開始されたが、無計画ゆえ進展せず、流刑囚が大々的に利用され始める。

さらに、日本と特にポーランドを中心とする西側諸国による東西挾撃に備えて全国的な国防体制の強化が始まる。極東と並行してヨーロッパ・ロシアでも軍隊の強化、北方艦隊の創設、ペロモルカナルの建設が急ピッチで進められ、北極海経由での極東との接続が目指された。空襲に備えて対空防衛システムの充実に向けて対策が講じられるとともに、オゲペウ管轄の学校が多数創設されて国境警備の強化がはかられた。戦争に備えて備蓄委員会が設立され、オゲペウのもとで食料、燃料などの重要な物資を一括して管理した。

戦車、飛行機、潜水艦などの兵器や、弾薬や化学産業なども大幅な生産拡大が計画され経済の軍事化が進展する。技術系部隊の増大とともにそれを指揮する幹部の養成もはかられていく。多数の党員が軍事学校での教育のために派遣された。また、市民に軍事知識を普及し、射撃訓練などを軍外で行う組織としてオソアヴィアヒムの活動が活発になり、徴兵前の若者ばかりでなく、女性や児童にたいしての軍事教育が進められた。

満州事変を契機として、戦争を遂行するための国家総動員体制の樹立にむけて、ソ連の経済や社会が大きく変化したと総括できる。

7. 現存社会主義の崩壊と歴史哲学の諸問題

石 塚 省 二

1989～91年に展開したヨーロッパ現存社会主義の全崩壊は人類の進むべき道への感覚喪失とも言うべき状況を日常的にも理論的にも引き起こしている。これまでの、とりわけ近代歴史学の根底にある、歴史哲学的思惟の妥当性について論じてみたい、というのが本発表の問題意識と趣旨である。

H. 20世紀支部会 2

報告者

1. 武田 元有 (鳥取大学)
2. 大森 北文 (早稲田大学)
3. 林 光一 (城西国際大学)
4. 阿部 小涼 (一橋大学)
5. 小森 宏美 (早稲田大学)
6. 末永 信義 (立教大学)
7. 村上信一郎 (中部大学)

1. 1903年トルコ公債統合計画とバグダード鉄道融資問題 —フランス帝国主義のトルコ支配を中心に—

武 田 元 有

ドイツ世界政策の根幹をなすバグダード鉄道計画は、1903年にドイツの主導で利権協定が締結されて以後、1914年にドイツの譲歩で列強間の利害調整が図られるまで、帝国主義外交の焦点であり続けた。列強政府がバグダード鉄道計画に対し関心を払い続けねばならなかった理由の一つとして、ここではトルコ政府がバグダード鉄道建設を誘致するにあたりドイツ資本に対して承認した保証制度の存在を指摘したい。ドイツ資本にとり最大の懸案であった資金問題の解決は、トルコ政府がその財政負担のもとでの資金援助を約束したこの保証制度の成立に負うところが大きい。ところが当時トルコ財政はオスマン公債管理局にムハレム勅令対象公債の抵当として間接税を監督され、列強政府には不平等通商条約のもと関税自主権を剥奪され、恒常的財源不足にあった。したがってトルコ政府は保証制度の実施に必要な財源を確保せねばならなかったが、そこで構想されたのが負債整理と関税改革とを基調とする財政再建計画であった。しかしながら外債借款問題はトルコ最大の債権国フランスとの、また関税改革問題はトルコ最大の貿易相手国イギリスとの外交問題の帰結し、交渉は難航する。1903年利権協定は、さしあたり第I区間については帝国直接税たる1/10税を保証財源とすることを確認したが、第II区間以降の路線については未定であり、トルコ政府による保証財源獲得手段としての外債借款、関税改革の試みは続く。以上のようにドイツの鉄道計画がトルコ財政に依存する一方で、トルコ財政が英仏両国に統制されていた点に、バグダード鉄道問題の矛盾を解く鍵があると考えられるのだが、今回の報告ではこのような問題関心からまずトルコ公債借款問題を考察したい。トルコ公債問題に対するフランスの態度は、バグダード鉄道問題に対するフランスの立場を示すとともに、トルコ支配に占めるフランス帝国主義の位置を説明するはずである。

1903年12月、ドイツとオスマン帝国の間で「バグダード鉄道協定」が締結された。この協定は、ドイツがオスマン帝国にバグダード鉄道の建設と運営の権利を譲渡することを認め、オスマン帝国はドイツにこの鉄道の建設と運営に必要な資金を提供することを約束した。この協定は、ドイツのバルカン半島の勢力拡大とオスマン帝国の近代化を促進する重要な契機となった。しかし、この協定は列強国、特にフランスとイギリスの間で大きな反響を呼び起こした。フランスは、この協定がオスマン帝国の財政と外交をドイツの支配下に陥れることを懸念し、協定を破棄するようオスマン帝国に要求した。イギリスもまた、この協定がオスマン帝国の貿易と外交をドイツの支配下に陥れることを懸念し、協定を破棄するようオスマン帝国に要求した。オスマン帝国は、フランスとイギリスの要求を断り、ドイツとの協定を履行する意向を示した。このように、バグダード鉄道問題は、ドイツの勢力拡大とフランス・イギリスの勢力拡大との衝突を象徴する重要な外交問題となった。

2. 帝国結社法下のドイツ社会主義青年運動 1908-1914年

大 森 北 文

20世紀初頭に成立したドイツ社会主義的青年運動は、当初、SPD（ドイツ社会民主党）や労働組合とは独立に、全く自律的に運動を展開していた。しかし、18歳未満の青少年に政治活動・政治結社への参加を禁じる帝国結社法が1908年にドイツ全域に導入されたことにより、ドイツの社会主義青年運動は重大な転機を迎えた。ドイツでは社会主義青年諸組織の構成員の大半が18歳未満の青少年だったからである。

帝国結社法によって社会主義青年運動の危機が惹起された中、SPD中央は、青年運動の非政治化を意図する労働組合中央指導部と連携して、青年運動の組織的再編を推進した。1908年のSPD党大会が選択したのは、「青年による運動」ではなく「青年のための運動」であった。すなわち、SPD・労働組合・青年諸組織の、各々同数の代表から構成される青年運動指導部を、中央（中央青年対策本部）・地方（青年委員会）に設置することによって、SPD・組合は、青年運動からその自律的性格を奪取したのである。

1908年以後の、SPD中央が主導する青年運動は、確かに、青年向け機関誌の読者数を飛躍的に増加させるなど、数的には青年の間で影響力を拡大した。しかしその一方で、SPD系青年組織で教育を受けた青年たちが後に帝政国家側、あるいはブルジョア的青年諸組織側に取り込まれるという現象もまた相次いだのである。それは、SPD中央指導部が推進した、青年運動の非政治化のひとつの帰結であった。同時に看過できないのは、1908年以後もなお、運動の自律性を要求する潮流が青年運動内部に根強く存在し、また、地方によっては自律的青年組織がまだ存在したという事実である。

1908年以後のドイツ社会主義青年運動のこうした展開過程を複線的に追及することが本報告の課題となろう。

3. 南アフリカにおけるオランダ改革派教会のアパルトヘイト神学

林 光 一

南アフリカのアパルトヘイトは、1960年以降、アフリカ諸国が旧宗主国からつぎつぎと独立する過程にあってそれに逆行する形で強化され全世界から非難を浴びることになるが、この政策は、17世紀半ばケープタウンに入植したオランダ人の子孫であるアフリカーナーによってカルヴァンの「予定説」を根拠に正当化されてきた。すなわち、アパルトヘイトを正当化する論理は、19世紀の苦難（グレートトレック、ボーア戦争など）の中でアフリカーナーがカルヴァンの教義を再解釈しつつ発展させた選民思想によって支えられてきたのである。そしてこのアフリカーナーの選民思想を宗教的に正当化する理論的根拠を与えてきたのがオランダ改革派教会であった。

オランダ改革派教会は、南アにあるさまざまな他のキリスト教諸宗派と異なり、アパルトヘイトに対して宗教的正当性・根拠を認める唯一のキリスト教宗派である。その意味で、同教会は南アの宗教界にあって特異な存在であり、またその役割はアフリカーナーにとって重要なものであった。とくにアフリカーナーにとってオランダ改革派教会が重要な位置を占めたのは、彼等の採用するアパルトヘイトに理論的正当性・根拠を与えたのにくわえ、アフリカーナーが18世紀末からアフリカ人との、また19世紀初頭よりイギリスとの断続的闘争を展開する上で物心両面にわたり支援を与えてきたことによる。

本発表の目的は、以上の点をふまえた上で、国民党やブルダーボントがアパルトヘイトを実現する上でオランダ改革派教会が神学面で果たした役割を明らかにしていくことにある。その場合とくに主眼とする点は以下の二点である。すなわち、第一はアパルトヘイトを宗教的に正当化する神学、つまりアパルトヘイト神学形成の歴史的背景について、第二はアパルトヘイト神学の理論的根拠とそれへの批判・非難についてである。

4. 1930年代米国の砂糖割当政策と「島嶼地域 (Insular Area)」 : プエルトリコの事例を中心として

阿部小涼

1934年に米国では砂糖割当法 (Sugar Act of 1934) 通称ジョーンズ・コスティガン法 (Jones-Costigan Act) が制定された。これは主に米国本土の砂糖生産保護ならびにキューバ糖をめぐる米国の権益の保護を目的としていた。同法では、まずアメリカ国内の基礎砂糖消費量を定め、このうち本土産の砂糖に割り当てた残りを、1925年から33年までの9年間の対米輸出実績を基礎として、本土外の供給国・供給地域に割り当てた。この砂糖割当法は1937年に改訂され「国内」(本土の他、ハワイ、プエルトリコ、ヴァージン諸島) に対し55.59%、「国外」(キューバ、フィリピン、その他) に対し44.41%という割当比率を定め、それぞれの地域の比率に基づく砂糖輸入の割り当てが実施されるようになった。

ところがこの制度は「国内」と「国外」のバランスを達成するという目的のはざま、独立への移行期間にあったフィリピン、併合から連邦州化の過程にあったハワイなど、その独特の政治的ステータスのために「島嶼地域 (insular areas)」として割当を受けた地域に大きな影響を与えたのである。中でも本報告が中心的に扱うプエルトリコにおいては、割当政策が島の砂糖産業の発展を阻害する要因となったのである。

割当法の適用を争点として、プエルトリコと米国との間にはどのような議論がなされたのか。プエルトリコ内外の様々な主体が支持/反対した際のコンテキストとはどのようなものだったのだろうか。プエルトリコにおける砂糖産業の政治史的意味や、米国砂糖市場の中でのプエルトリコ産砂糖の位置づけなどをふまえて、さらに割当法の審議、実施過程が、島と米国との政治的なステータスの在り方が問い直された時期と重なることも透視しつつ議論の整理を試み、砂糖をめぐる大国と島嶼の関係史の一端を明らかにしたい。

5. 権威主義体制下の国民統合 — 両大戦間期のエストニア —

小 森 宏 美

両大戦間期にチェコスロヴァキアを除く東欧諸国は、おしなべて権威主義体制に移行していった。エストニアも例外ではなく、1934年3月12日、事実上のクーデタにより、当時首相であったK. パッツが権力を掌握した。

このクーデタは、1930年代初めに台頭してきた極右勢力「解放戦争退役軍人同盟」が権力の座につくことを恐れた既存政党の支持を受けた。ところが、パッツは同同盟を弾圧した後、既存政党の期待に反し、国家体制刷新の必要を訴えて議会を無期限の停会とし、全ての政党活動を禁じたのであった。政党は国民分裂の元凶として退けられたのである。

こうして強力な権力を握ったパッツは、大統領令により刷新を遂行していく。具体的には職業別組合による社会の再組織と、権威主義的新憲法の制定である。その際強調されたのは、1つは社会階層間の対立解消、すなわち国民統合の必要であり、いま1つは個人に対する国家の優位であった。

報告では、パッツが強権的に国家を中央集権化していく一方、支持基盤の拡大、あるいは民心の獲得のために行った政策を国家宣伝局の活動を中心に検討していきたい。近年、このような民心の獲得ないし同意の形成といった問題は、ファシズムやナチズムの社会政策を論じる上で極めて重要な位置を占めているように思われる。エストニアの場合、いま述べた2つの体制ほど明確な形でこれらの問題が認識されていたと見なすことはできない。しかしながら、多岐に亘っていた国家宣伝局の任務を以上のような視点から考察することにより、パッツ体制の性格が一層明らかになるであろう。

6. オストマルクの使命 —合邦 (Anschluß) 思想と第三帝国—

末 永 信 義

1938年3月11日、オーストリア首相となったのは、オーストリア・ナチスの指導者と目されたアルトゥール・ザイス-インクヴァルト (Arthur Seyss-Inquart) であった。翌13日、ドイツとオーストリアの合邦はこの政府の下で達成された。その後、ザイス-インクヴァルトは「帝国地方長官」(Reichsstatthalter) に任命され、彼の政府は「オーストリア州政府」(Österreichische Landesregierung) に改編された。この政府は「国民社会主義政府」と位置づけられるが、その構成は必ずしもオーストリア・ナチスだけで構成されていたわけではない。むしろドイツ民族主義的なカトリック知識人との混合物だったのであり、その意味でこの政府は戦間期合邦運動の一つの帰結点であった。

合邦思想の中核には、ライヒ観念と密接に関連する「オストマルクの使命」という概念が存在していた。合邦達成後のオーストリアに関するザイス-インクヴァルトの基本構想は戦間期の合邦運動において強調されていた「オストマルクの使命」の延長線上にあった。これは本国から派遣されたヨゼフ・ビュルケル (Josef Bürckel) との間に軋轢をひきおこした。彼はここに「分離主義」の萌芽をみたのであるが、ザイス-インクヴァルトは神聖ローマ帝国の歴史的伝統を背景にオストマルクの使命を語っていた。オーストリアを解体するというビュルケルそしてヒトラーの方針で州政府構成員はオーストリアの問題から次第に遠ざけられていった。だがその後も州政府を構成した人々に「分離主義」の傾向はあられわれず、反対にその多くは第三帝国が占領した諸地域に派遣され、占領政策において指導的地位から主体的に活動していくこととなる。

本報告においては、「オストマルクの使命」を検討することを通じて、合邦思想およびその運動とナチ的「ヨーロッパ新秩序」との連関を考察したい。

7. イタリア・ファシズム論再考

村 上 信一郎

今回の報告では、これまでのファシズム研究が前提としてきたファシズムについての一般的かつ包括的な歴史学的規定や統一的で自己完結的な全体像が、次の三つの次元における変化によって、いかなる変更や修正を迫られつつあるのかを基本的な問題とする。(1) 第二次大戦終結後50年を経過することで同時代人的な体験や認識を共有する者が歴史研究者の世界においても急激に少なくなる一方、それらを欠く戦後世代の研究者が多数派となりつつある(研究対象からの時間的距離の拡大に伴う、歴史学的というよりはむしろ先験的ともいえる政治-倫理的な包括的価値判断が持つ絶対性の希薄化)。(2) 歴史研究における実証的な資料発掘や調査が進むにつれて、分析対象が分節化・特殊(個別)化され、それに呼応して新たな問題領域や方法論が生まれてきた(歴史実証主義の進化による研究対象の必然的な分節化。研究対象が本来有すべき対象としての統合性・統一性の解体。事実認識が個別実証化されたことによる価値判断の歴史学内在化と相対化)。(3) ソ連・東欧社会主義体制の崩壊、政治イデオロギーとしてのマルクス・レーニン主義の理論的・実践的破綻、政治体制モデルとしてのリベラル・デモクラシー/経済体制モデルとしての資本主義的市場経済の代替可能な選択肢なきグローバル化、人種・民族・宗教といったプリモーディアルなクリーヴィッジに基づく地域紛争の激化といったことにより、ファシズム研究およびファシズム研究者を取り巻く国際関係的、政治イデオロギー的、文化的環境が劇的な変化を被りつつある(歴史研究者自体の成り立ちをも含む歴史研究や歴史的価値判断のコンテクストの根底的な変容)。以上のようなことを、主として私が専門とするイタリア・ファシズムについての研究動向を再検討しつつ、明らかにしてゆきたい。

鶴川 馨/J.マックレイン/J.メリマン 編

江戸とパリ —近世における都市と国家—

1995年11月刊・A5判・上製本・函入・681頁・14800円(税抜き)

日米仏の研究者19名により、「上からの都市」と「下からの都市」の視点でとらえる。

【収録論文】

- 序章 江戸とパリ—都市と権力— J.マックレイン/J.メリマン
- 都市支配
- 第1章 江戸の支配とその特質— 加藤 貴
- 第2章 ルイ14世と都市— W.バイク
- 第3章 フランスにおける国家統制と都市— S.ケタリング
- 都市空間
- 第4章 江戸橋—江戸における権力・空間・民衆文化— J.マックレイン
- 第5章 権力と空間—パリにおける投資— R.シャルチエ
- 第6章 新政権の確立—徳川家光と台徳院霊廟— W.コールドレーク
- 物資補給
- 第7章 パリへの食糧供給—1738~41年の危機をめぐって— S.カプラン
- 第8章 江戸の物資調達と幕府の物価政策— 林 玲子
- 第9章 都市施設としての上水を通して見た江戸の都市設計— 波多野 純
- 都市文化
- 第10章 悪所—初期の江戸の叙的地誌への短い旅— J.エリソナス
- 第11章 パリ・ブルヴァールの祝祭性— R.イシャーウッド
- 第12章 江戸における放火— W.ケリイ
- 第13章 江戸およびパリにおける書物の歴史— H.スミスII
- 反抗
- 第14章 同業組合、もぐり労働者、そして刃物屋—城外地区— S.カプラン
- 第15章 江戸における法と民衆—「祭り」と「喧嘩」— 竹内 誠
- 第16章 江戸の騒動— A.ウォルソール
- 第17章 フランスと日本における国家形成と抗議行動— E.イケガミ/C.ティリー
- 終章 都市のヴィジョン— J.マックレイン/鶴川 馨

比較都市史研究1・2

比較都市史研究会編 96.01刊/B5判/各15000円
1=1-1(82.6)~5-2(86.12) 10冊を合本48部限り
2=6-1(87.6)~10-2(91.12) 10冊を合本87部限り
以下既刊14-2(95.12)まで各2000~3000円/年2回

文書館学文献目録

全史料協関東部会編 A4判・460頁/9900円
図書館学・博物館学に匹敵する「文書館学」の成果約7000件を初めて体系的に収録。史料保存と文書館/記録史料論/記録史料の管理 (95.11刊)



岩田書院

価格は税抜。新刊ニュース呈。書店経由の注文は「地方小」取扱品と明記
〒157 東京都世田谷区南烏山 4-25-6-103 TEL/FAX 03-3326-3757

①社会史の証人 ウッドラフ著

原 剛訳 ◎20世紀初期ランカシャの失われた世界
ホブズボーム、A・ブロックらが絶賛した20世紀初期
イギリス社会史——自伝による社会史の試み。5000円

③都市国家のアウトサイダー

P・マケクニー著/向山 宏訳 ◎ポリスから古代帝
国へ 祖国を離れて移動するアウトサイダーたちに焦
点をあて、ポリス世界の歴史的展開を探究。3500円

⑤ヴィクトリア時代の政治と社会

村岡健次著 西洋近代における最先進国イギリスとい
う文化的個体の解明をめざす、イギリス近代史の多面
的考察。現代イギリス病の始原までも鋭く指摘。4000円

⑦近代ヨーロッパと東欧

中山昭吉著 ◎ポーランド啓蒙の国際関係史的研究
国際政治、革命運動までも視座に西欧中心の西洋近代
史学のコペルニクスの転回を迫る画期的研究。6500円

⑨ヴィクトリア朝の人びと

A・ブリッグズ著 村岡健次/河村貞枝訳 研究される
ことの少なかったヴィクトリア中期に光をあて、その
社会全体を同時代人が捉えたまま鮮明に描出。6000円

⑪西欧中世史 [中] 一成長と飽和—

江川 温/服部良久編著 順調な経済成長を背景に、
宗教運動の高まり、国家統合の進展とその構造的特質、
農奴制の確立過程などのテーマを論究。3500円

⑬民衆啓蒙の世界像

寺田光雄著 ◎ドイツ民衆学校読本の展開 18世紀
ドイツ、農民を囚習から解放し、知的形成を目指し
た学校用読本にみる啓蒙史。3500円

イギリス中世文化史

富沢豊岸著 ◎社会・文化・アイデンティティー 大陸
文化の受容と外国人支配者との共生という視点から、
イギリス人のアイデンティティー形成を描出。2575円

ヨーロッパ統合の脱神話化

佐々木隆生/中村研一編著 ◎ポスト・マーストリヒ
トの政治経済学 ヨーロッパの現地調査を踏まえ、経
済・政治両面から学際的に分析。3500円

②アメリカ禁酒運動の軌跡

岡本 勝著 ◎植民地時代から全国禁酒法まで なぜ
アメリカ人は、憲法を修正してまで「禁酒」にこだわ
ったのか——禁酒にみるアメリカ社会史。4000円

④近代英国の起源

越智武臣著 「ジェントリー論争」を中心に、近代英
国の起源と発生を政治史・経済史・思想史の各方面か
ら論じた著者自身のイギリス国民史研究。6000円

⑥知の運動 一十二世紀ルネサンスから大学へ—

田中峰雄著 ルネサンスは教育のあり方にどのような
意味を持ち得たか——中世におけるパリ大学と都市の、
社会的対立と相互依存の謎を解明する。6800円

⑧ジェントルマン・その周辺とイギリス近代

村岡健次/鈴木利章/川北 稔編 十三世紀から今世
紀に至るまでに、ジェントルマン階層のものに生じた
変化と、その影響を多様な角度から検討。5000円

⑩西欧中世史 [上] 一継承と創造—

佐藤彰一/早川良弥編著 五～十世紀、中世的心性や
文化の形成、庶民レベルにおける信仰生活の形態、王
国統治の原理と構造などをテーマにして考察。3500円

⑫西欧中世史 [下] 一危機と再編—

朝治啓三/江川 温/服部良久編著 十四～十五世紀
(中世後期)、教会と教皇権の役割、王権と諸身分の位
置づけ、農民反乱などの諸問題について論究。3500円

⑭大英帝国のアジア・イメージ

東田雅博著 ヴィクトリア時代の総合誌に掲載された
インド・中国・日本に関する論文から「文明化の使命」
という当時の時代精神の変化を分析。3605円

西洋哲学史 [近代編]

宗像 恵/中岡成文編著 ◎科学の形成と近代思想の
展開 哲学史・科学史・社会思想史・キリスト教史を
統合する真の思想史を目指す試み。2600円

フランス鉄鋼業史

大森弘喜著 ◎大不況からベル＝エポックまで 十九
世紀末「鉄鋼業の黄金時代」といわれる時代、フラン
ス経済のダイナミズムを膨大な史料より分析。6695円



ミネルヴァ書房

〒607 京都市山科区日ノ岡堤谷町1番地 振替01020-0-8076
価格は消費税込み。TEL 075-581-0296 FAX 075-581-0589
電話注文＝代金(定価+送料380円)と引き換えで宅配。

A.W.ポラードとG.R.レッドグレーヴ「初期英国書籍文献簡略書名目録 (STC)」とD.ウィングの
同目録・続編に基づいて選ばれた1475年～1700年の225年間の英文書籍、約7万6千点のフルテキストをマイクロ化

Early English Books (STC)

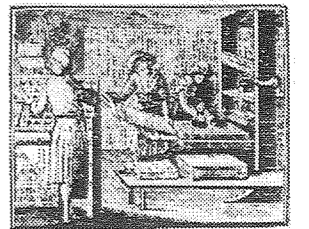
STC I : 1475～1640 全64ユニット (完結) ￥25,395,200

STC II : 1641～1700 94ユニット既刊 (刊行継続中) ￥37,299,200

35mmマイクロフィルム

(*ユニットごとのご注文も承ります。 1ユニット 約¥400,000)

(UMI)-US- : 日本指定代理店 (株)紀伊國屋書店



膨大な文献の中の一例として、

▼歴史では… 議会録、王室文書類、条例/年代記、暦、風刺文、風刺画、流行歌、パンフレット

—例えば、1616年の「魔女の見分け方—その正しい方法」といった当時ポピュラーだったパンフレットなど

▼宗教では… 1616年のキング・ジェームズ版(欽定)英訳聖書/1549年の英国国教の祈禱書”Book of
Common Prayer”…などが、挙げられます。

▼その他… 政治史では歴代国王の神権論争、古典文学ではギリシャ・ラテン文学のルネッサンス期の英訳
本、北アメリカの英領諸州に関するもの、商人階級の興隆を物語る各種の出版物、世俗哲学と
科学の諸分野の書籍も数多く含まれています。

*検索用ガイドが、コレクションご購入時に付いてきます。
又、STC IIについては目録のCD-ROM版もございます。
詳細は各営業所又は右記までお問い合わせ下さい。



株紀伊國屋書店 書籍部開発一課
〒156 東京都世田谷区桜丘5-38-1
TEL (03) 3439-0161 Fax (03) 3439-0839

—産業革命後の一次資料—

ヴィクトリア朝期科学・技術時事年鑑/全45巻

The Yearbook of Facts in Science and Art 1839-81

45 Vols. Boxed Set

Ed. by J. Timbs, C.W. Vincent and J. Mason

1996:9. 12,852 p. (ISBN: 0-415-14761-1 / MBN: 9603896)

概価 ¥960,000

当資料は1839年から1881年に至る43年間を、各年毎にその年に起こった最も重要な科学的出来
事、考察や観察の記事をヴィクトリア朝期の主要雑誌10誌より精選・編集したものです。この43
巻に1851年と1862年にロンドンで開催された万国博覧会の増刊の2巻を加えて、全45巻で刊行さ
れます。各巻毎に肖像画やイラストが十分に収載され、主題別索引が付いています。ヴィクトリ
ア朝期の知的興味の大衆化を目指した当資料は、使いやすさと多種多様な専門語において西洋の
科学技術の進歩の非常に重要な期間の魅力的なダイジェストを提供しています。と同時に、あら
ゆる参考文献図書の高めるべき歴史的な科学百科事典としてもその形態を呈しています。歴史
・科学技術史関係のみならず、ヴィクトリア朝研究(社会、経済、政治、文学等)の背景的資
料として、また参考文献として全ての図書館、資料室にお薦め致します。

(当ファクシミリ版を構成するヴィクトリア朝の主要10誌)

Proceedings of the Royal Society, Mechanics' Magazine, Nature, Monthly Chronicle, Athenaeum, Times,
Philosophical Magazine, Railway Magazine, Annals of Natural History and the Literary Gazette

(Routledge/Thoemmes, GBR)

指定代理店 (本社・日本橋店) 〒103 東京都中央区日本橋2-3-10 ☎(03)3272-7211 振替: 00170-5-5



支店・営業所—東京(お茶の水・丸の内・内幸町・浜松町・アークヒルズ・渋谷・錦糸町・北千住・柏・取手・土浦・船橋)・
千葉・八王子・大宮・新潟/札幌・仙台・盛岡・筑波・水戸・横浜・静岡・浜松・名古屋・津・岐阜・金沢・京都・
大阪・神戸・姫路・岡山・松山・広島・福岡・長崎・鹿児島・沖縄/
ニューヨーク・ロンドン・シンガポール

初版の倍以上の収録点数・全面改定版!!

エーバーライン文献目録の増補第2版 労働運動・社会運動関係ドイツ語機関紙誌 国際的文献目録 (1830-1982年)

Internationale Bibliographie zur deutschsprachigen Presse
der Arbeiter- und sozialen Bewegungen von 1830-1982
Von Alfred Eberlein.

Mit Unterstützung der Deutschen Forschungsgemeinschaft herausgegeben von der Universitätsbibliothek Bochum. Bearbeitet von Ursula Eberlein. 2., aktualisierte und wesentlich erweiterte Auflage. 8 Bände. Zusammen ca. 4160 Seiten. 1995/96 (K. G. Saur, GW) [ISBN 3-598-23280-2] 定価 365,400円

この文献目録は、ドイツ語圏の社会主義政党・労働者組織・社会運動組織が1830年代から1982年までに刊行した、機関紙誌・議事録・活動報告・パンフレットなどを、タイトル・発行地・発行年のアルファベット順に収録した、労働運動・社会運動のドイツ語文献総目録です。またその大部分の文献には、注釈や所蔵図書館名が示されています。さらに非ドイツ語圏西欧諸国・東欧諸国・米国で発行された労働運動・社会運動のドイツ語文献も収録されています。この文献目録の初版は1968年に全4巻・附索引巻で発行され、ドイツ・オーストリア・スイスの1830年代から1965年までに刊行された文献22,875点を収録していましたが、今回の増補改定第2版は45,500点の収録で、初版の約2倍となります。また今回の第2版は、収録年代を1982年までのばし、アメリカ・東欧諸国にも対象を広げています。1995年末に最初の4巻、1996年3月に残りの4巻が刊行されます。

日本総代理店 **極東書店**
東京千代田区神田神保町2-12 安富ビル ☎03(3265)7531 FAX(3265)4656 ☎101-91
大阪市北区天満2-10-2 幸田ビル ☎06(362)5515 FAX(362)8882 ☎530
京都市中京区麩屋町通丸太町下る 井ロビル ☎075(231)2093 FAX(231)3859 ☎604
福岡市中央区西中洲12番13号 極ロビル ☎092(751)6956 FAX(741)0821 ☎810

ルネサンス百科事典

バーギン/スピーク編 別宮貞徳訳 光と闇に彩られたルネサンスの全貌を集約した画期的事典 15450円

図説 夜の中世史

ヴェルドン著 池上俊一監訳 闇に支配された中世の夜の世界をときあかす異色の西欧文化史 3800円

ヨーロッパ未来の選択

アタリ著 磯村尚徳監訳 外交秘話を織りまぜヨーロッパな視点から鋭く描く明日のヨーロッパ像 2000円

図説 古代ローマ文化誌

フリーマン著 小林雅夫監訳 古代ローマのあらゆる側面が一目瞭然でわかる決定版! 7月刊 12360円

タイムス・アトラス・シリーズ

ヨーロッパ歴史地図

アーモンド他編 樺山紘一監訳 複雑多岐にわたる歴史の歩みが一目でわかる画期的アトラス! 18540円

第二次世界大戦歴史地図

キーガン編 滝田毅監訳 人類史上最大の戦いを空前のスケールと画期的構成で描く決定版! 12360円

世界探検歴史地図

アルメスト編 増田義郎監訳 あらゆる分野・地域の視点から探検の世界史を検証する決定版! 25750円

〒160 東京都新宿区新宿1-25-13 **原書房** ☎03(3354)0685/FAX03(3226)7950

西洋中世像の革新 樺山紘一編

東大西洋史出身の中堅・若手17人による。城戸毅教授の還暦記念をかね、中世暗黒説、近代光明説を超えて多彩な中世像を展開 A5 三三頁 ¥七三三

ドイツ中世の日常生活 騎士・農民・都市民

メクゼーバー、シュラウト共編/瀬原義生監訳 ドイツ社会史の新展開。重厚・堅実な手法による日常生活 (刀水歴史全書35) 三三頁 ¥六八八

マイノリティ・ナショナルリズムの現在

M・ワトソン編/浦野起央・荒井功訳 マイノリティが現代を揺り動かす。地球大のレポートと展望 (人間科学叢書25) A5 三三頁 ¥六八二

レコンキスタ 中世スペインの国土回復運動

D・W・ローマックス/林邦夫訳 刻明に史実を追って、八百年間にわたるレコンキスタの全容を明らかにする (刀水歴史全書39) 三〇頁 ¥三九六

中世ヨーロッパの身分制議會

A・R・マイヤー/宮島直機訳 ヨーロッパ身分制議會の総合的・比較的研究により王制・身分の本質に迫る (刀水歴史全書40) 三〇頁 ¥六八八

オーロラの民 ユカギール民族誌

B・A・トゥゴルコフ/斎藤農二訳 北東シベリアの少数民族ユカギール人(現在たった一〇〇〇人)の歴史と文化 (刀水歴史全書38) 三〇頁 ¥六八八

刀水書房 〒101 東京都千代田区西神田2-4-1 東方学会本館
Tel.03-3261-6190 Fax.03-3261-2234 振替 00110-9-75805

ヨーロッパ的自由の歴史

仲手川良雄編著 人類普遍の願望である自由について、先進的・自覚的な経験をもつヨーロッパを考察の対象とし、多領域の専門家により、この諸自由があるがままの多様さで発見される。定価四九四四円

ヨーロッパ文化の原型

驚見誠一 政治思想の視点より、ヨーロッパ文化を特長づける合理性と普遍性の精神は、中世西欧の人々が超越的価値を渴望しつつ生きた普遍的宗教権威と政治権力の並立した社会に原型を見出される。近刊

文獻 ヨーロッパの成立

前沢伸行 大江善男 佐藤伊久男 平田隆一 松本直郎 渡部治雄 古代から中世盛期に至る西洋史上の重要点を簡潔に概説。単行本から雑誌論文まで関連文獻の解説・一覧を付す。第11刷。定価二九八七円

エトルスキ国制の研究

平田隆一 エトルスキ国制の特質を古代イタリア史全体の中に位置づける。すべての歴史研究者に呼びかける論議を含む古典古代研究の金字塔。マルコ・ポーロ賞受賞。定価一三三九〇円

公会議史 ニカイアから第二ヴァティカンまで

H・イエティン 梅澤尚志 出崎澄男訳 キリスト教歴史双書1 二十年のキリスト教会の歴史の中で公会議が果たした役割と将来への展望をダイナミックに捉えた公会議の完全な歴史。定価七〇〇四円

キリスト教の興隆とローマ帝国

豊田浩志 キリスト教歴史双書10 これまでの研究で盲点となっていた紀元三世紀に焦点をあて、キリスト教の興隆に関する通説。キリスト教的正統主義の批判を通じた新たな知見を提示する。定価八〇〇〇円

中世キリスト教文化紀行

坂口昂吉 ヨーロッパ文明はキリスト教という源流から流れ出ている。文明の危機の様相を呈する現代、信仰の鮮烈な原型を生きたきと描写し、その原点を探る(毎日新聞評)。定価一九九八円

彷徨 西洋中世世界

磯見辰典編 独自の視座をもつ研究者十八人が得意のテーマについて執筆。中世を点描する形式で、一般の読者にも親しめる歴史散歩を狙いながら西洋中世の実像にふれる(朝日新聞評)。定価二五七五円

南窓社 〒101 東京都千代田区西神田 2-4-6
Tel & Fax 03(3261)7617 振替 00110-0-96362

18-19世紀ドイツ雑誌集成 DEUTSCHE ZEITSCHRIFTEN DES 18.UND 19.JAHRHUNDERTS

3 million pages on about 20,000 microfiche. Reduction ratio 24:1.
Based on "Die Zeitschriften des deutschen Sprachgebietes von den Anfängen bis 1830"
by Joachim Kirchner.
ドイツ文化財団後援

本プロジェクトは、ドイツ文化財団の援助の下に、研究者や図書館関係者の意見に基いて立案され、Joachim Kirchnerの書誌"Die Zeitschriften des deutschen Sprachgebietes von den Anfängen bis 1830. 1969"に挙げられている学術・文芸雑誌の中から精選した612点約300万頁をマイクロフィッシュ約2万枚に収録するもので、同時代のドイツ文化研究にとって有益な一次資料です。

頒布予定

第1回	既刊 (87 タイトル)	3,292枚	¥1,111,500
第2回	既刊 (94 タイトル)	5,019枚	¥1,111,500
第3回	1996年8-9月予定		タイトル及び価格未定
第4回	1997年8-9月予定		タイトル及び価格未定

(各頒布ごとの分売はできかねます。)

明細リストがございますのでご請求ください。

株式会社 雄松堂書店

〒160 東京都新宿区三栄町29 Tel: 03-3357-1411(代) Fax: 03-3356-8730

法律文化社 〒603京都市北区上賀茂岩ヶ畑内町71 ☎075(791)7131/表示価格は税込

西洋中世の秩序と多元性

関西中世研究会編 一〇三〇〇円
国王、貴族、市民、ユダヤ人など様々な人々を、支配、戦闘、平和、病や死など、中世社会の生活の諸相や環境面から描く。

社会主義国における民衆の歴史

星乃治彦著 一九五三年六月一七日東ドイツの情景 六九〇二円
89年以降の新しい史料をもとに、「民衆史としての社会主義国史」を展開。事例をもとに、指導部とそれに対する民衆運動を分析。

「一九六八年」時代転換の起点

岡本 宏編 一三三〇〇円
68年は89年の大変動に連なる衝撃の年であった。68年の歴史の意味と時代的画期性を多面的に考察し、今日的接点を考える。

歴史における群衆

■美仏民衆運動史 一七三〇〜一八四八
ジョージリュデ/古賀秀男・志垣嘉夫・西嶋幸右訳 二八八四円
「群衆」を生きた人間の現実的・具体的な集合として捉え、その行動を資料を駆使して克明に跡づける。

イデオロギーと民衆抗議

■近代民衆運動の歩み 二〇六〇円
ジョージリュデ/古賀秀男ほか訳
イデオロギーのもつ意味と重要性に注目し、英米仏の諸革命を中心に民衆運動から労働運動までの歴史を体系化する。

ロビン・フッド

■歴史学からのひとつの試み 二九八七円
J・ペラミン/鈴木利章・赤阪俊一訳
これまでの研究や論争をふまえながら、新しい歴史学的手法でロビンフッドを駆使して、新しい結論をみちびく。

イングランド女子教育史研究

■七九三二円
滝内大三著
女子教育の確立にむけて活動したパイオニアたちの実践を手がかりに、中世から近代までの女性観とその教育の歴史を考察する。

シリーズ比較家族

1 家と家父長制

永原慶二・住谷一彦・鎌田浩編 日本・中国・ドイツ・アフリカ等における家族のあり方と家父長制の演じた役割を考察。定価三六〇〇円

2 家族と墓

藤井正雄・義江彰夫・孝本真編 墓の形態や祭祀様式と社会体制・宗教観等との関係を世界の事例をもとに明らかにする。定価三七〇〇円

3 縁組と女性

●家と家のはざまで
田中真砂子・大口勇次郎・奥山恭子編 結婚を契機として生じる姻族の性質や変化する様相を、女性を中心に据えて探る。定価三七〇〇円

4 家と教育

井ヶ田良治編 家族の教育機能について日本・アメリカ・中国・ロシアなどの現状と歴史を紹介し、問題点を再検討する。定価三五〇〇円

5 家族と地域社会

岩本由輝・大藤修編 家族は地域社会とどのように関わってきたか。家族の形態、扶養介護などの問題を多角的に考える。定価三八〇〇円

6 家・屋敷地と霊・呪術

長谷川善計・江守五夫・肥前栄一編 家・屋敷地のもつ社会経済史的な意義や宗教観念との関連性を事例に即して論じる。定価三七〇〇円

7 戸籍と身分登録

利谷信義・鎌田浩・平松敏編 家を単位とした戸籍、個人を単位とした身分登録の特徴や現状を具体例をもとに検証する。定価三八〇〇円

アメリカの二つの国民

断絶する黒人と白人 三〇〇〇〇円
アンドリュース・ハッカー著 上坂昇訳
黒人であることがなぜ絶望なのか。雇用、教育、犯罪、家族の実態を豊富な統計を駆使して描き、ロス運動直後全米でベストセラーとなった書。待望の邦訳刊行。

トルコ人のヨーロッパ

共生と排斥の多民族社会 三五〇〇〇円
内藤正典編
排外主義の台頭に激しくゆれるドイツを中心に、トルコ人移民の側から「民族」や「文化」の相違がいかなる問題として立ち現れるのかを明らかにし、共生への道を探る。

新しい移民大陸ヨーロッパ

比較のなかの西諸国・外国人労働者と移民政策 三七〇〇〇円
D・トレンハルト編 宮島篤他訳
数百万人に及ぶ移民労働者とその家族を抱えるヨーロッパ。定住化が進行する中、ヨーロッパ主要国における受け入れ過程と問題点、成熟した政策をめざす模索を集成。

アイルランド紛争

民族対立の血と精神 四五〇〇〇円
小野修著
血で血を洗う民族紛争の背景にあるものは何か? イギリスによる征服からカトリック、プロテスタントの対立そして現在まで、二つに分断された国家と民族の通史。

ソ連邦民族・言語問題の全史

88000円
B・ナハロフ・V・スノボタ著 田中克彦監修 高尾千津子・土屋礼子訳
固有の歴史・言語をもつ多くの民族を「国家」に統合しようとしたゆえの様々な矛盾。連邦崩壊に至る過程を地下出版等埋もれていた資料で検証する。ソ連邦史の決定版。

増補 米国先住民の歴史

インディアンと呼ばれた人びとの苦闘・希望 一七〇〇円
清水知久
迫害の歴史と闘いを描いた名著

アメリカ黒人の歴史

B・ウォールズ著 明石書店 岩本裕子・奥合明子訳
黒人の側から正確に自らの存在を位置付けた入門書 四六〇〇円

アメリカ黒人解放前史

奴隷制度廃止運動(アポリシヨニズム) ジェームス・B・スチュワート著 真下剛訳 三〇〇〇円
奴隷解放へ向けた運動の軌跡//

カナダ先住民デナーの世界

インディアン社会の変動 新保満 二五七五円
近代化の中荒廃する先住民社会

ナチス強制収容所とロマ

生還者の体験記と証言 金子マーティン編訳 二二〇〇円
生還者の証言で綴る迫害の実態

明石書店 目録送呈
〒113 東京都文京区本郷1-10-10
☎03(3818)6351 (F)03(3818)5962
振替00100-7-24505

早稲田大学出版部

〒169 東京都新宿区戸塚町1-103

電話03-3203-1551/定価は税込み

●好評刊行中

日本総代理店：ナウカ

～オーストリア史研究の新たな大型参考・基本文献～

オーストリア史 全10巻

Österreichische Geschichte. 10 Bde.

Hrsg. v. H. Wolfram 1994-1998.

(Überreuter/O) 3-9000-3532-4(set)

4 Bde. available.

全10巻セット価格 ￥93,450 (税別)

各巻分売価格 11,550 (税別)

ナウカ 株式会社

本社 ☎171 東京都豊島区南池袋2-30-19

TEL(03)3981-5261(代)

FAX(03)3981-5313

札幌	TEL(011)726-0391 FAX(011)726-4101	京都	TEL(075)223-5333 FAX(075)223-5655
仙台	TEL(022)223-5535 FAX(022)266-4603	大阪	TEL(06)313-2388 FAX(06)313-1270
首都圏東部	TEL(0471)63-3754 FAX(0471)63-3794	広島	TEL(082)249-5011 FAX(082)241-7127
国立	TEL(0425)77-3412 FAX(0425)77-3341	福岡	TEL(092)641-6844 FAX(092)641-0517
名古屋	TEL(052)733-6692 FAX(052)732-5256	神保町店	TEL(03)3264-0021 FAX(03)3264-7780

マクミラン社グローヴ世界美術大事典

The Dictionary of Art 【英語版 全34巻】

世界120カ国、6,700名の専門家の英知がここに結晶
先史から現代までのあらゆる美術領域を網羅した、
今世紀最大の美術事典

編者：ジェーン・ターナー

編集顧問：秋山光和、アンドレ・ジャステル、フランシス・ハスケル

- 見出し項目数41,000、膨大な量の新情報を含み、第一線の専門家による研究成果を反映。
- 昨今の新しい研究方法を取り入れ、美術品をそれらが制作された時代の社会的、文化的、歴史的、経済的背景に照らして検証。
- 20,800件にのぼる人名項目は、画家、彫刻家、建築家、デザイナー、写真家、家具師、陶工、金銀細工師など作家の他に、批評家、理論家、学者、パトロン、収集家、美術商などの人物記事も充実。
- 建築分野では3,700件の建築家の人名項目を収録し、建築事典をしのぐ内容を誇る。また、純粋美術だけでなく世界中のあらゆる種類の美術工芸品を収録。
- 西洋美術のみでなく、アジア、アフリカ、イスラム教圏など世界のあらゆる文明・文化の美術についても詳述。
- 世界176カ国、1,350都市についての項目では、個々の美術ジャンル別に小項目を立て詳細に解説。
- 世界1,500箇所の遺跡に関する項目では、最新の発掘調査結果を紹介。
- 600件にのぼる、素材、技法、保存に関する項目を収録。
- 各記事中に綿密に示された参照項目により、体系的、有機的な相互参照が可能。

仕様

- 総項目数 41,000 アルファベット順掲載
- 総ページ数 32,600
- 執筆者 世界120カ国から6,700人
- 図版 15,000点 記事中に挿入
- 索引項目 670,000
- 関連書誌情報 300,000点
- 判型 246×189mm

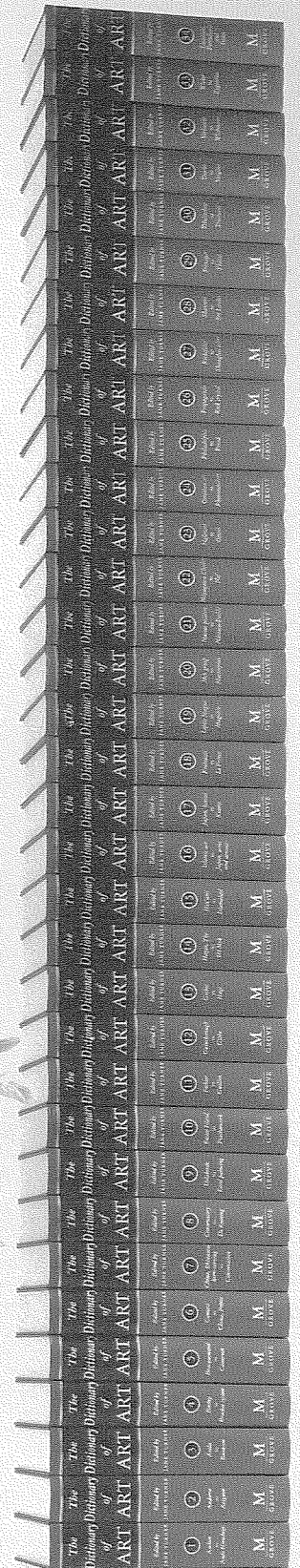
1996年10月 全巻同時刊行予定

- 予約特価(1996年9月末日まで)
900,000円(34巻セット)
- 通常価格
1,000,000円
- 分割払い価格
1,100,000円=550,000円×2回
(購入時と購入1年後)

※上記価格は消費税を含みません。
なお、分割払いの回数、支払い方法についてはご相談に
応じます。
詳しいパンフレット、全執筆者リスト、内容案内ビデオを
ご希望の方は、下記までお申しつけ下さい。



●お問い合わせ先 マクミラン社グローヴ世界美術大事典
日本事務所 担当：松本尚子
〒162 東京都新宿区市谷田町3-6 新見附ビル4F
TEL:03-3267-1412 FAX:03-3267-1413



世界歴史大系

全19巻 (既刊9冊)

日本の専門研究の水準を示す最新の各国別通史。全時代を一貫した視点で詳述する。 A5判/上製箱入/定価50000円/50000円

イギリス史 (全3巻完結)

青山吉信・今井宏・村岡健次・木畑洋一編

- 1 先史〜中世
- 2 近世
- 3 近代

ロシア史 (全3巻)

田中陽児・倉持俊一・和田春樹編

- 1 九〜十七世紀
- 2 ピョートル大帝の第一次世界大戦前まで
- 3 フランス史 (全3巻)

アメリカ史 (全2巻完結)

有賀貞・木下尚一・志邨晃佑・平野孝一編

- 1 十七世紀〜一八七七年
- 2 一八七七〜一九九二年

続刊—ドイツ史(全5巻)

中国史(全5巻)

過ぎ去ろうとしない近代

ヨーロッパ再考

遅塚忠躬・近藤和彦編

明治以来、あるべき社会の模範とみなされてきた近代ヨーロッパ。はたしてそれは普遍的な価値をもつものだったのか。歴史研究の第一線からその実像に迫り、ヨーロッパ近代の意味をあらためて問う。日本西洋史学会第42回シンポジウムより。 四六判 25000円

結びあうかたち

ソシアリティ論の射程

二宮宏之編

南仏の村の研究から生まれたソシアリティ論。人と人の社会的結合のあり方から、歴史へのアプローチを試みた新しい方法は、政治や国家の問題をも射程にとらえることができるのか。日本西洋史学会第44回シンポジウムより。 四六判 25000円

山川出版社

〒101 東京都千代田区内神田1-13-13

☎03(3293)8131

定価は税込み

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日

大正十一年三月廿一日